

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和8年 6月 9日午前10時00分				議 長	山野井 隆
	散会	令和8年 6月 9日午後 2時25分				議 長	山野井 隆
出席及び欠席 議員の氏名	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議 席 番 号	氏 名	出 欠 等の別	
出席 21名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	1	長 塚 美 雪	○	13	欠 員		
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	欠 員		
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	欠 員		
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	彦 坂 哲		事 務 局 次 長	蛭 原 康 友		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	康英
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸行
総務部		長	立	野	啓司
選挙管理委員会書記		長			
政策推進部		長	渡	来	真一
財政部		長	海	老	原輝夫
健康福祉部		長	飯	山	貴与子
こども部		長	香	取	美弥
まちづくり振興部		長	森	川	和典
建設部		長	原	部	英樹
都市整備部		長	浅	野	和生
教育部		長	飯	竹	永昌
消防		長	岡	田	直紀
会計管理		者	斉	藤	理昭
総務部次		長	岩	崎	弘宜
総務課		長	土	谷	靖孝
選挙管理委員会書記長補佐					
市民協働課		長	田	村	牧子
政策推進課		長	篠	原	慎吾
公共施設整備課		長	蛭	原	正人
社会福祉課		長	長	塚	逸人
高齢福祉課		長	井	橋	久美子
保育課		長	飯	塚	千絵子
都市計画課		長	中	村	大地
教育総務課		長	澤	部	慶一
学務課		長	石	橋	陽一
指導課		長	佐	々	木美紀
総務課副参事			風	間	聡宏
選挙管理委員会主任書記					

デジタル化推進室長
保育課副参事

松崎昌也
蛭田 暁

速報版・米校正

令和 8 年第 2 回取手市議会定例会議事日程（第 3 号）

令和 8 年 6 月 9 日（火）午前 10 時開議

日程第 1 市政に関する一般質問

- ① 根岸裕美子 議員
 - ② 佐藤 隆治 議員
 - ③ 鈴木 三男 議員
 - ④ 小堤 修 議員
 - ⑤ 落合信太郎 議員
-

日程第 2 休会の件

会議に付した事件

日程第 1 市政に関する一般質問

- ①根岸裕美子 議員
 - ②佐藤 隆治 議員
 - ③鈴木 三男 議員
 - ④小堤 修 議員
 - ⑤落合信太郎 議員
-

日程第 2 休会の件

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は 21 名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、当日の会議開始までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

日程第 1 市政に関する一般質問

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

まず、根岸裕美子さん。

〔8 番 根岸裕美子君登壇〕

○8 番（根岸裕美子君） 皆さん、おはようございます。とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子でございます。本日は、通告に従いまして一般質問させていただきます。本日も 3 項目です。まず 1 項目め、地域公共交通と移動支援について伺ってまいります。

資料を用いますので、席を移動します。

〔8 番 根岸裕美子君質問席に移動し資料を示す〕

○8 番（根岸裕美子君） 取手市公共交通計画が策定されました。中に具体的な施策として福祉分野との連携が上がっています。こちらになります。66 ページになりますけれども、福祉分野との連携ということで施策が上がっております。まず、この点について、福祉分野の現状から伺ってまいりたいと思います。まず、福祉分野の移送支援の柱となっている福祉有償運送の現状を伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、飯山貴与子さん。

〔健康福祉部長 飯山貴与子君登壇〕

○健康福祉部長（飯山貴与子君） おはようございます。根岸議員の御質問にお答えいたします。福祉有償運送とは、公共交通機関では十分な移動が難しい要介護者・障がい者等に対し、NPO法人や社会福祉法人等が、自家用自動車を用いて営利を目的とせずに行うドア・ツー・ドアの有償移送サービスです。現在、取手市では、社会福祉法人3法人、NPO法人1法人の計4法人が道路運送法の登録を受け、福祉有償運送を実施しております。移送団体におかれましては、多くの移動困難者への移動支援に寄与していただき、令和7年度実績では、4団体合計で延べ送迎回数1万1,866回という報告を受けております。過去5年間の運行実績といたしましては、令和3年度頃のピーク時の1万4,073回と比較しますと減少傾向にあるものの、現在も移動困難者からの高い需要があると認識しております。

〔健康福祉部長 飯山貴与子君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 資料をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） こちらは今ご説明ありました、福祉有償運送を担う4団体の5年間の推移をまとめたものでございます。青が「活きる」さん、オレンジが「社会福祉協議会」、そしてグレーが「なごみの郷」で、「水彩館」が一番細く黄色になっています。で、会員数を見ますと増加傾向でございます。月平均の運転者数、こちらボランティアさんの月——稼働していらっしゃる人数は、微減というところです。そして、年間運行実績は下がっておりまして、同じく月平均実利用人数というのも下がっているというのが、5年間の推移をまとめたものになります。このように、福祉有償運送の会員数は増加しているのに対し、輸送力は年々下がっています。まず、ニーズがどのぐらいあるのか、市内に移動困難者がどれくらいいらっしゃる、それに対してどれだけ対応できているのかということを見ていきたいと思います。移動困難者の定義と推定人数をどのように捉えているか伺います。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。福祉部局で移動困難者とは、高齢による歩行能力の低下、病気や肢体等の障がいといった身体的な要因により、自力で歩行や公共交通機関の利用が困難で外出に制約がある方を想定しております。市内福祉有償運送を行っている移送団体におきましては、介護保険の要支援または要介護の方や、身体障害者手帳をお持ちの方、障がい等で単独では公共交通機関の利用が困難な方を対象として、利用者の登録を行っているところです。令和8年4月1日現在、取手市の高齢化率につきましては34.4%と、前年度より0.2%減、後期高齢化率につきましては21.97%と、前年度より0.6%増加しております。また、介護保険の認定率につきましても令和7年12月末現在で17.6%と、前年度より1.2%増加している状況です。これら後期高齢化率や介護保険の認定率の上昇に付随するように、移送団体への利用者登録は、令和3年度842人、令和4年度992人【「992人」を「922人」に発言訂正】、令和5年度988人、令和6年度1,064人、令和7年度1,161人と、増加の一途をたどっております。移動困難者

とされる利用者からは、「医療機関や買物などに行くために公共交通に乗る場所までは行けない」「アクセスが悪い」などのお声もいただいていることから、このような状況を踏まえ、身体障がいのある方や高齢者の移動手段を確保し社会孤立を防ぐという考えに主軸を置きながら、今後も増加が予想される移動支援への需要に、引き続き対応していきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 一般的な移動困難者を分類すると、公共交通以外に交通手段がない方、自力で乗降できるがバス停・駅まで移動が難しい方、近くにバス停や駅がない交通空白地域の方、そして——今おっしゃっていたところが中心になると思うんですけども、移動に介助が必要な方という、この4分類に分かれると思います。

資料をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） こちらが、内閣府や国土交通省・厚労省・農水省などの調査データの係数を使ってちょっと算出をしてみました。移動に困った経験のある人の割合というのが、全国平均で16%から17%ということで、取手市の人口を掛けますと1万7,630人ということです。——これは一般的な人ということで。そして次が免許非保有者人口3万4,661人に対しての係数を掛けたところ、5,199人。それから高齢者（特に80歳以上）の移動困難率というのを掛けますと、2,429人。そして、要介護2以上人口に掛けると1,088人。そして、障害者手帳所持者人口というのに掛けますと1,658人という、こういった数字が出てまいります。この中で重複してたりとか、いろいろ考えることはあるんですけども、こんな数字が出ますよというところをちょっと頭に置いていただきたいと思います。この中で、先ほど申し上げたとおり、福祉有償運送が担う層としては、要介護2以上人口、または障害者手帳所有者人口に係数を掛けたところが該当すると考えられます。この概算でいくと、大体、2,500人から2,700人程度なのかなと思います。それに対し、実際の福祉有償運送の令和7年度の月平均実利用人数は278人、それから月平均運行実績は989件ということで、1割程度の方が利用されていると。これが現状と捉えて先に進みたいと思います。あくまでも推測ですけども、ニーズに対して供給が追いついていない状況は、以前から何度も予算・決算審査常任委員会などでも取り上げられてきたところでございます。ここでもう一度、福祉有償運送の課題について伺います。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） 申し訳ありません。先ほど、私が移送団体の利用登録者数、令和4年を「992人」とお答えしたところ、令和4年度は「922人」と訂正のほうをお願いをさせていただきたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 議長は訂正を認めます。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） それでは、お答えさせていただきます。福祉有償運送が現在直面している課題といたしましては、各団体からは、運転者の高齢化や後継者不足によるサービス提供を担う運転者の確保が難しくなってきたことにより、予約や配車等の運行管理にも苦勞されていると伺っております。移送サービスの運転者として活動するに

当たりましては、誰もが行えるものではなく、車両乗降時の介助や車椅子の取扱いを学ぶ道路運送法に基づく講習を受講する必要があります。講習会を受講して、全ての方が移送団体に登録をし活動するとも限らず、なかなか運転手が増えていない状況であります。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ドライバー不足と運行管理者不足というところが、今課題に挙げられたかと思います。一つずつ伺ってまいりたいと思いますが、ドライバー不足の課題について、どのように分析し、対策を検討されていますでしょうか。この6月から移送サービス運転認定講習会の受講料助成が新たに始まるようです。そちらの説明も併せてお願いします。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。人材不足の要因の一つとして、定年延長や定年後も就労している高齢者も多いことも挙げられると思われます。取手市では、取手市社会福祉協議会が毎年、6月と11月に運転認定講習会を開催し、運転手確保に努めております。今年6月20日・21日に開催される運転認定講習会では、5月末現在で9名の申込みとなっております。しかしながら、依然として運転手が不足している現状に対し、市といたしましても、先ほど議員がおっしゃっていただいた、今年度より、本年6月以降の運転手認定講習会を受講し、市内の移送団体に登録して、一定の期間、移送サービスに従事した方に対して、受講料助成を行う予定となっております。また、以前に登録認定講習会を受講し、移送団体に登録をしていない方に、引き続き、社会福祉協議会より連絡をし、再度、移送団体の登録の意思の確認を行っていくなど、引き続き状況の改善を図ってまいりたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） では、運行管理者不足の課題について、同じように、どのように分析し対策を検討されていますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。全国的に介護サービス事業所における人材は不足しており、取手市内においても同様の状況があると聞いております。今後も状況の把握をし――移送団体と連携を図って、状況の確認をしてまいりたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） なかなか、これといった対策が難しいという現状かなと思います。

もう一つ、私のほうで大きな課題があると考えております。地域間格差です。現在、新規で会員登録を受け付けているのは社協のみです。ですが、社協の担当エリアは旧取手地区となっていて、旧藤代地区は、なごみの郷が担当地区ということで、こちらは新規受付はできておりません。75歳以上の地区別人口割合を見ますと、旧取手が7に対して旧藤代が3というところで、そして、この4団体の会員登録者数というのは、ほぼ人口割合と同じ7対3なんです。しかし運行実績を見ますと、8.3対1.7という実態です。藤代地区

の新規取扱い停止となっている件に関しては、どのように対策を検討されていますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。藤代の移送を担う団体は現在1団体であり、需要と供給のバランスが取れておらず、ドライバー不足も問題の一因になっていることは共有しております。引き続き、移送団体や市内交通担当部局とも連携して、市内移送手段の確保・充実が図られるよう検討していきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。では、ここまで、移動困難者についての分析と福祉有償運送の現状と課題を見てまいりました。

もう一度、こちらを御覧ください。資料をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） 先ほどの公共交通計画の中の1ページです。福祉分野との連携というところで、「公共交通を充実させることで、福祉有償運送利用から公共交通利用への転換を図ります」ということがこちらに書いてありまして、その次のページ、こちら重点事業になりますが、移動不便地域に対する交通サービス提供のほうにも同じように、「公共交通を充実させることで、福祉有償運送利用から公共交通利用への転換を図ります」と書いてあります。ということで、どのように役割分担し、すみ分けをしていくのが重要になってまいりますが、お考えを伺います。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。地域公共交通の役割として、自力での移乗・乗車を基本とした、地域住民の日常生活や社会生活における移動のための交通手段となっています。利用するメリットとしては、歩くことにより健康増進、環境負荷の抑制、自家用車減少による渋滞緩和、運転による事故リスク回避、自家用車の維持費の減少などが考えられます。福祉サービスとしての役割といたしましては、重度の身体障がいのある方や要介護度が高い高齢者という、真にドア・ツー・ドアの移動が必要な方に対して移動手段を確保し、社会的孤立を防ぐことが重要であると考えております。このように、公共交通部局と福祉部局の役割はあるものの、相互に連携・補完し合うことで、利用者特性や移動ニーズに合わせた、市内輸送資源の有効活用にもつながると思っております。今後も、高齢者や障がい者などを含めた、広く市民の方の外出促進に寄与できるよう、市内移動手段の確保・充実について、庁内で検討していきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） では実際、公共交通利用への転換をどのように図っていくのか、お伺ひします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

す。まず、取手市地域公共交通計画における移動困難者の定義でございますけれども、身体的・地理的要因によって、最寄りの駅やバス停の利用は難しいものの、自力での乗車は可能な方を「移動困難者」として整理しておりまして、乗車に当たり個別に特別な配慮が必要となる方に関しては「要介護者」と定義しております。交通計画策定の際に実施した、市民アンケートや地区へのヒアリングなどから、移動困難者におきましては、ドア・ツー・ドアでの**？輸送？移送？**や狭い道路幅の住宅内にも乗り入れ可能であることといった点が求められていることも、把握しているところでございます。それらを踏まえまして、公共交通としての移動困難者への対応方針としましては、既存の公共交通を補完するような交通サービスを導入し、目的地や交通結節点につなげていくことで、移動手段を確保していく必要があるものと考えております。現状、交通事業者との協議を重ねながら、具体化に向けて取り組んでいる状況でございまして、できるだけ早い時期での実施というものを、目指してまいりたいと考えております。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 移動不便地域に対する交通サービスの提供として、これから実証実験を開始していくということで、デマンド交通を検討されていると思いますけれども、あわせて私は、現在の移送サービス、タクシー利用助成事業とは別の枠組みでタクシー助成事業も検討すべきと考えております。公共交通の枠組みのタクシー助成事業についてのお考えをお聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） 根岸議員の御質問に答弁いたします。まず、移動不便地域、もしくはその移動困難者への対応につきましては、現在、様々な手法を検討しておりまして、デマンド交通に限ったものではなくて、今、様々な手法を検討しているという段階でございます。その中で、今ありましたタクシー助成につきましては、確かにタクシー助成についても、一つの選択肢ではあるかと考えておりますが、特に藤代地域など、タクシーの配車を予約してもなかなか来てくれないような、実際にこの実効性に難がある部分もあるのかなという地域的な問題もございます。そういった地域的な問題も含めた上で、取手市の状況に合った新たな交通サービスについては、引き続き検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。そもそもタクシー自体が旧藤代のほうは特に少なく、チケットを交付してもなかなか使えない状況なのではないか、という分析ということで理解をいたしました。また、どれだけの予算が必要かというところがなかなか読みづらいところがあると思います。この2つが大きな課題だと私も考えております。とはいえ、現行の助成券は、高齢福祉課と障害福祉課、合わせて約750名に交付しており、利用は約半分程度です。これを、例えば3,000人の移動困難者に1回500円として、1か月3枚使えるチケットをお渡しして、全部利用した場合で5,400万円ぐらいの計算になります。私は、大胆な構造改革が必要と考えております。例えばコミバスを整理縮小し、デマンド

交通は地域を限定し、そしてタクシーチケットで隙間を充足し事業者と共存するなどです。バス・タクシー交通事業者に対し、市のビジョンをお示しし、協力・連携を強力に推し進める必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） お答えいたします。今の御質問の趣旨といたしましては、地域の交通資源——特に公共交通の資源をしっかりと活用した上で、地域の公共交通網をしっかりと整備していくという趣旨だと思います。そちらにつきましては、様々な交通事業者と現在、協議をしております。将来的には地域の多くの方に公共交通の移動が確保できるような公共交通網の再編に向けた取組を、現在進めているところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ぜひしっかりとお願いしたいと思います。期待しております。

最後に、これまで述べてきた移動困難者対策とは少し視点がずれますけれども、暮らしを豊かにする手段として、福祉車両の貸出し提案をさせていただきたいと思います。例えば、遠方から定期的に介護に通う御家庭・御家族が利用して買物や病院に連れて行くとか、またはお花見や旅行などに使うなどを想定します。福祉有償運送は通院と一部買物にしか今は利用できておりませんし、それ以外に利用する余裕は全くありません。高齢になっても、障がいがあっても心豊かに健やかに暮らすためには、社会参加の機会や外出できることは必要条件です。人間は孤立するのが一番命を削るそうです。福祉車両の貸出し事業についてはどうお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。議員ご提案の福祉車両の貸出し事業については、近隣の自治体では、龍ヶ崎社会福祉協議会や常総市でも同様の事業を行っていることを確認しております。実施している自治体においては、福祉有償運送を行っていないかったり、会員登録の要件が取手市よりも厳しく設定されているという背景もございますが、福祉車両の貸出しについては、一定程度の需要があることを確認しております。取手市においても、福祉車両の貸出しに関しては様々な検討を行っておりますが、利用者の需要の見極めや管理・維持体制の制度設計、財政的負担等の検証をすべき課題が多くございます。そのため、今後も他自治体の状況を確認し、検証してまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 市で1台、車を持ってということは、それだけのリスクがあるということなんですけれども、効率よく車両を利用するための工夫と広報をしっかりとすることで可能だと考えておりますので、引き続き御検討をお願いしたいと思います。

ここまで様々な提案をしてまいりましたが、私が一番申し上げたいことは、もはや移動困難者をボランティアで支援するのは無理があるということです。国は相変わらず住民と連携してと言いますが、今、地域にその力はありません。行政がしっかりとお金と人を入れて支えるべきだと考えます。一方、住民側も考え方を変えたり、ライフスタイル

を変えたりする必要があります。免許返納をして、タクシーを利用するようになったとして、車1台保有していたときの出費とタクシー利用の出費を比べてみて、タクシーのほうがお金がかかるということはまだだと思います。公共交通計画には、モビリティーマネジメントの重要性も書かれています。そういった点も併せて大きな変革を成し遂げていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。この質問は以上で終わりにします。ありがとうございました。

次に、自宅から投票所に行くことが困難な方の投票する権利保障について伺ってまいります。これ、要するに移動困難者の投票する権利保障についてということなんですけれども、御自宅あるいは入所施設等から自力で投票所に行くことが困難な方が投票したい場合というのは、私のほうで3通り方法があるかなと考えております。まず郵便投票です。しかし、この郵便等による不在者投票の対象者は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの方のうち要件に該当する方と、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方ととても限定的です。まず、郵便投票制度の課題をお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 選挙管理委員会書記長、立野啓司君。

〔選挙管理委員会書記長 立野啓司君登壇〕

○選挙管理委員会書記長（立野啓司君） 根岸議員の御質問に答弁いたします。投票所に行くことが困難な方に対する支援につきましては、現行制度において、郵便投票制度や指定病院施設等における不在者投票制度など、一定の措置が講じられているところでございます。しかしながら、現行制度上、幾つかの課題があるものと認識してございます。郵便投票が可能な対象者は、現在の登録が30人で、うち身体障害者手帳に係る方が23人、介護保険の要介護度5の方が7人となっております。郵便投票制度につきましては、対象者が身体障害者手帳の等級や、要介護認定区分等により限定されていることから、実際には投票所への移動が困難であるものの制度の対象とならないために、投票したくても、自宅では投票できない方が存在することが課題であると考えてございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 次に、指定病院等不在者投票指定施設での投票についてです。資料をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） 取手市内の指定施設はこちらになっています。病院が7か所、介護老人保健施設が4か所、それから老人ホームが5か所、そして身体障がい者支援施設は指定施設がありません。こちらも非常に指定施設というのが限られております。権利保障には不十分だと思われそうですが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 選挙管理委員会書記長補佐、土谷靖孝君

○選挙管理委員会書記長補佐（土谷靖孝君） 根岸議員の御質問に答弁いたします。不在者投票ができる病院や介護施設等については、県の選挙管理委員会指定の施設に限られておるところでございます。これについてはおおむね50床、もしくは50人以上の病院や老人ホームとなっております。手続等も必要なことから、小規模な施設については指定施設になっておらず、施設で投票することができないといったことが課題となっております。

以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 今まで郵便投票と指定施設というところで見えてまいりましたけど、本当に小さいパイになっていると思います。先ほど地域公共交通の件でお示したの、やっぱり2,000人とか3,000人とか移動困難な方いらっしゃるという現状があると思います。で、私が3つ目、その移動困難者の方が投票する場合の3つ目の方法というのは、やっぱり投票所まで移動を介助してもらおうという方法になってくると思います。これまで一度も選挙を休んだことのなかった方お二人のお話を伺っております。お一人のケースは、指定施設ではない施設に入所されていて、外出して期日前投票を検討されたんですけども、息子さんは仕事で無理、で、施設の方もそこまで手が回らず断念されたということでした。もう一人は——結局その方も1人では移動できないんだけど、要介護5ではなかったので郵便投票の対象ではなかったということなんですね。また、もう一人の方は、直前に足を悪くされて歩いて5分の投票所まで行くことができず、様々検討したものの、やはり断念されたとのことでした。一人一人それぞれの事情があるため一概には言えませんが、現行の公職選挙法を変えることはもう大変難しいことだと考えておりますが、でも市として取り組めることがあると思います。移動困難者に寄り添った、移動期日前投票所の検討というのはされておりますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 選挙管理委員会書記長補佐、土谷靖孝君。

○選挙管理委員会書記長補佐（土谷靖孝君） 御質問にご答弁申し上げます。高齢者や体の不自由な方々、今ご紹介ありましたけれども、投票所に行く手段がないという方がいらっしゃることは承知しております。移動投票所につきまして県内の他市町村の事例としましては、昨年9月に行われた県知事選において、10市町が県内で実施したと把握しておりますけれども、これらについては、山間部の投票機会の確保ですとか若年層の投票率の向上を目的として、移動期日前投票所を設置したということ把握しております。しかし、今年2月の衆議院解散総選挙において実施したのは5市町と半減したということでございまして、これについては多分——恐らくですけども、急な解散で対応ができなかったということがあったんだろうというふうに思いまして、突然の解散の場合には設置が難しいというようなことがほかの市町村——市町で課題があったというふうに認識しております。また、他市において、オンデマンド型移動期日前投票所というものを検討しまして、要望があったところの御自宅の近くに移動期日前投票所を派遣してというようなことを、実証実験を行って検証した例がございまして、これについても結果的には投票の公平性の確保が困難ということが課題としてあったということで、導入を取りやめたということが報告として聞こえてきております。以上のように、投票のための移動支援については、投票機会の確保には支援できる策の一つであると——有効であると考えますけれども、費用の公平性の問題——費用や公平性の問題もありますので、利便性向上を図る上で、引き続き、先進事例を含めて研究してまいりたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。令和8年2月の衆議院選挙の投票所別投票率の

データを事前に資料提供をいただきました。この選挙自体は本当にレアケースで、もう二度とやっていただきたくないというのが本心なんですけども、それは置いときまして、期日前投票率をその資料から見ますと、29.03%でした。全体の投票率は54.19%だったので、もう既に期日前投票率のほうが高くなっています。現在投票所として使用している各地区の集会所や自治会館等ではバリアフリー化には限界があります。現在の投票所はなるべく居住地に近いところに54か所を開設されていますが、今後の人口減少だったり担い手不足を鑑みて、投票所の再編も必要ではないかと考えます。移動期日前投票所を充実させることが、投票率アップにもつながる可能性があるとも考えております。投票所をバリアフリーが整っている公共施設を中心に再編する——再編成すると同時に、移動期日前投票所を実施するというのはどうでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 選挙管理委員会書記長補佐、土谷靖孝君。

○選挙管理委員会書記長補佐（土谷靖孝君） 御質問に答弁いたします。バリアフリー化が図られていないという地域の集会所が多いことは事実でございます。バリアフリー化されている施設、一部限定的でございますので、ここに投票所を集約することができれば、投票環境の向上につながるということはおっしゃるとおりだと思います。投票所の統合については投票区の再編ということにもなりますので、検討する際には、補完措置として移動投票所を用いるということは、ほかでも事例として多く見受けられているところでございます。これらを検討していく上では、地域の実情や投票所のキャパシティ、自治会や町内会など地域の実情も考慮した上で、今後を見据えた計画を慎重に立てることが必要であるというふうに認識しております。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。社会が急激に変化している中、様々な制度疲労が起こっていると思っております。引き続き検討をお願いしたいと思います。以上でこの質問は終わります。ありがとうございました。

では最後に、幼児教育・保育の無償化事業のうち第3子の副食費無償化について、伺ってまいります。こどもまんなか社会実現のための施策として、幼児教育・保育の無償化事業が令和4年度より実施されています。本日はその中の副食費無償化制度について取り上げます。現在の国の制度では、一定条件下で副食費無償化が実施されております。この副食費無償化制度の目的と制度概要をお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども部長、香取美弥さん。

〔こども部長 香取美弥君登壇〕

○こども部長（香取美弥君） 根岸議員の御質問に答弁させていただきます。令和元年10月の保育料の無償化に伴いまして実費負担となった給食費のうち、副食費の免除対象範囲が拡大されております。具体的には、年収360万円未満相当の世帯におきましては、幼児教育及び保育認定2号の子ども全ての全てが無償化となりました。また、議員ご指摘の第3子の副食費無償化につきましては、多子世帯における経済的負担の軽減を図るために保育認定を受けている、いわゆる保育所などに通うお子さんに関しましては、3歳から5歳

児は小学校就学前の上の子を第1子として考えて、第3子の副食費が無償化されております。また、教育認定を受けている、いわゆる幼稚園などのお子さんの3歳から5歳児は小学校3年生までを第1子と数えて、第3子の副食費が無償化されているという制度となっております。以上です。

〔こども部長 香取美弥君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 多子世帯における経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するというのが目的ということです。もう一度詳細申し上げますと、年収360万円未満相当の世帯のお子さんは全員無償化対象、年収？300万円？360万円？相当以上ですと、第3子以降のお子さんが対象なんですけれども、年齢要件があります。1号認定——幼稚園・認定こども園利用者になります。こちらは3歳から小学3年生までの間のお子さんで1、2、3とカウントする。2・3号、保育所等利用者はゼロ歳から小学校就学前のお子さんでカウントします。分かりづらいので、どのようなケースが考えられるか図式にしてみましたのでこちらを御覧ください。

資料をお願いします。

〔8番 根岸裕美子君資料を示す〕

○8番（根岸裕美子君） まず、保育部分です。年収360万円未満の方は全員無償化になりますのでこの対象ではなくて、これは年収360万円相当以上のケースを図式化したものになります。まずケース1が、第1子が5歳、第2子が4歳、第3子が3歳、この場合は第3子の3歳のお子さんが無償化になりまして、副食費というのは、今、公立保育所で4,500円になってますので、その金額を概算で使っておりますので、私立の保育所だったり、また幼稚園だったりというのはこの金額変わりますけれども、概算で計算をしています。そうするとこの場合は、3人通っているけれども、1人無償化なので2人分の10万8,000円が年間かかってくるということになりますね。次、ケース2になります。今度、1年大きくなりました、ケース1がね。そうすると第1子が小学1年生に上がります。そうすると、第2子が第1子扱いになり、第3子が第2子扱いになると。カウントが変わります。ケース2の場合は、小学校は今給食費無償化になってますから無償なんですけれども、2人の保育所に通われているお子さんの分で、10万8,000円が同じようにかかってくるということになります。

次が、こちら教育部分——幼稚園・認定こども園部分になります。同じように年収？300万円？360万円？相当以上ですと、今度は就学前じゃなくって、3歳から小学3年生までのお子さんでカウントをすることになります。ケース1が、第1子が8歳で、第2子が4歳または5歳で幼稚園に通ってる、第3子も3歳または4歳で通っている場合。2人幼稚園に通っている場合は、一番上のお子さんはもう学校なので給食費無償化です。で、2人のうちのお一人が第3子ということになりますので無償化になって、5万4,000円という負担になりますね。で、ケース2です。今度は1歳といいますか、1つ上がってしまっただけで第1子と第2子が——第1子が3年生——4年生になっちゃったんですね。4年生になってしまうと外れちゃうわけですね。そうすると第2子は、この場合、1年生から3年

生のところにいる場合は給食費が無償化になるので、第3子の幼稚園に通っている、第3子のお子さんの分5万4,000円だけがかかります。でもケース3になって、第1子がちょっと年が離れていて4年生になりました。で、お二人幼稚園・認定こども園に通われているお子さんというのは第2子、第3子がいらっしゃるんですけど、ここは第1子がもう小学4年生になっちゃうと1子というカウントじゃなくなっちゃいますので、そうすると、副食費が2人分で10万8,000円かかるということになります。

今ご説明したように、対象はとても狭い枠だということを御理解いただけたと思います。何よりもお子さんが3人以上いる方が、年齢を超えると子どもの数の数え方が変わると言われても、物すごく違和感を感じると思うんですね。第3子であっても年齢要件を超えてしまって無償化対象から外れてしまうお子さんの人数が何名ぐらいか、それから、もし年齢制限を撤廃した場合の対象人数の概算というのをお示しいただけますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 保育課長、飯塚千絵子さん。

○保育課長（飯塚千絵子君） 根岸議員の御質問に答弁させていただきます。第1子の年齢制限により第3子の無償化対象から外れる人数ですが、過去5年間で調べましたところ、1年につき約10名となっております。仮に18歳までの子どもを第1子としてカウントした場合には、対象児童数が約150人となります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 無償化対象から外れてしまう世帯が毎年10世帯程度あるということですね。そもそも保育所利用者には第3子として無償化されているお子さんというのはすごく——ごく僅かだと思うんですね。上とか下とかが双子ちゃんだったりとかすると該当すると思うんですけども。本当にお子さんを3人以上産み育てたいという家庭への支援としては十分とは言えないと思います。市独自の拡充策として第3子副食費無償化の年齢制限を撤廃し、第3子以降は全員無償化してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 保育課長、飯塚千絵子さん。

○保育課長（飯塚千絵子君） 根岸議員の御質問に答弁させていただきます。本市における第3子の副食費無償化につきましては、現在、国の制度に基づいて実施しております。先ほどの副食費無償化対象外となります児童約150名を、公立保育所の副食費月額4,500円で試算いたしますと、必要となる事業費が年間約810万円となる見込みとなります。しかしながら、第3子の副食費を完全無償化とするためには、継続的かつ安定的な財源確保が必要となります。現在、本市におきましては、保育人材確保だったり施設整備、子育て支援施策全般など、多くの行政需要が求められております。また、子育て世帯の支援につきましては、公平性や、ほかの制度との均衡も考慮する必要があることから、現時点において、市独自で対象範囲を拡大した副食費無償化制度を実施することは、難しいものと考えております。なお、現行の第3子以降の副食費無償化は、国の制度に基づいておりますので、その動向を注視しながら、必要に応じた対応を行ってまいります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 様々、検討課題があることは理解いたしました。とはいえ、取

手市の出生数というのは、今 500 人を切ってます。今回のシミュレーションの対象人数、3・4・5 歳で約 150 名ということですので、単純計算で考えると 1 学年 50 名ということですね。500 人のうちの 50 名——1 割ということで、この方たちの多子世帯の経済的負担としてどう考えるかというところだと思います。また、経済格差が教育格差となり、教育格差がまた経済格差へとつながる現状において、年収 360 万円相当という線引きが妥当かどうかというところもありますし、あとは主食費というのは全額——全員負担されますよね、今。それを例えば、低所得者層に関しては全額無料にするという施策もあるかと思っています。こちらをやられている自治体も、ほかにあると伺っています。そういったこともいろいろ考えるべきなのではないかと考えています。本日は、一つの考え方の提案をさせていただきました。さらにどのような支援が安心して子育てできることに寄与できるか、子どもの幸せにどうつなげられるのかを考え提案していきたいと思いますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。以上で、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、根岸裕美子さんの質問を終わります。

続いて、佐藤隆治君。

〔20 番 佐藤隆治君登壇〕

○20 番（佐藤隆治君） 皆様、おはようございます。創和会の佐藤です。本日は足元が悪い中、傍聴席にお越しくいただきました皆様、またインターネット配信を御覧になっている皆様におかれましては、大変お忙しい中、御視聴いただき誠にありがとうございます。それでは、通告に従い一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。資料がありますので、席を移動したいと思います。

〔20 番 佐藤隆治君質問席に移動し資料を示す〕

○20 番（佐藤隆治君） 画面のほうをお願いいたします。議長にお許しをいただきましたので、質問に入る前に、3 月定例会で一般質問いたしました、新川地区交差点付近の交通安全対策について、一言お礼を申し上げさせていただきます。この件につきましては、取手市そして取手警察署をはじめ、地元住民、近隣の自治会の皆様、さらには新聞社による取材報道など、多くの皆様の御尽力により交通安全対策が実施されました。——写真のとおりでございます。その結果、渋滞時に見受けられた逆走車両は大幅に減少し、交通環境の改善が図られたものと感じております。御協力いただきました全ての皆様に、心より感謝を申し上げます。交通安全対策は継続な取組が重要であります。今後とも地域の安全安心のために引き続き御支援をお願いいたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。モニターのほうを御覧になってください。このたびの質問は、児童数が減少する中での学校教育の充実ということで、4 点ほど質問をさせていただきます。

まず 1 点目は、取手市の学校教育についてです。私は、議員として約 23 年間、地元の小中学校の入学式や卒業式・運動会などの学校行事に参加させていただいております。そのたびに、学校は子どもたちの学びの場であると同時に、地域コミュニティーの核となる大切な存在であることを実感しております。また、入学式や卒業式については、毎年、地

元の各小学校に順番に出席させていただいておりますが、この4月には六郷小学校の入学式に出席をいたしました。そこでは、小規模校ならではの温かく家庭的な雰囲気の中で入学式が執り行われておりました。一人一人の新入生に目が行き届く、きめ細かな教育環境の一端を感じることができました。その一方で、新入生は9名であり、児童数の減少という現実を改めて実感したところでもございます。また、先日公表された、令和7年の全国の出生数は約67万人と、過去最低水準となっており、少子化の進行により、今後、学校教育を取り巻く環境はさらに大きく変化していくものと考えております。

そこで伺います。児童数が減少する中、地域の教育環境をどのように実施・発展させていくかは、未来を担う子どもたちのために極めて重要な課題であると思っております。本市においても、今後、児童数の減少が見込まれる中で、教育の質をいかに確保し、地域の特色を生かした学校運営を進めていくかが求められております。初めに、取手市が目指す学校教育の基本的な考えと、学校教育環境の充実に向けた取組について、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 佐藤議員の御質問に答弁をさせていただきます。本市では、子どもたちの心の安全安心を大前提にした上で、子どもたちの豊かな感性を育むとともに、自ら問いを立て、探求し、そういった学びを通して子どもたちの思考力・表現力を高めていくような、そういった教育を推進しているところでございます。AI時代を生き抜くためには、人間ならではの感性や創造性、他者と協働する力を育むことが、これまで以上に大切になります。そのためには、五感を十分に働かせた豊かな学びや、物事を自分事として捉えて深く思考し、探求し、自らの考えを表現する学びが重要であり、こうした教育理念を各校の教職員とともに共有するため、昨年度から教育委員会ではキャッチフレーズを掲げました。それが「ハートとアートで子どもたちの未来を拓く」というキャッチフレーズです。ハートとは、子どもたちが安心して学びに向かえる心の安全安心であり、子どもの気持ちを理解すること、あるいは理解しようと努力することこそが、教職員の最も大切な役割と捉え、組織的かつ迅速な支援体制を整備してまいりました。さらにその体制の上に、ICTを活用した重層的な心のセーフティーネットワークを構築し、子どもたちの心を守り抜く体制づくりに取り組んでいるところです。このハートによって育まれた安心感を土台に、学校の教育活動全体で正解のない問いに対して自らの感性で向き合い、他者の多様な価値観や感性を尊重しながら、自由な発想で新たな価値をつくり出す教育を「アート」という言葉で象徴化いたしました。アートの視点を生かした教育活動において、子どもたちが何事も主体的に自分事として自らの考えを深めていく過程が、正解のない時代を生き抜く、思考力と表現力の育成につながるものと考えています。今後も、ハートによる安心と信頼を基盤として、アートの創造性と表現力を育みながら、変化の激しい時代を自らの力で未来を切り開く子どもたちを育成してまいりたいと考えています。

詳細につきましては、教育部長より答弁させていただきます。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、佐藤議員の御質問に答弁させていただきます。先ほど、教育長より「ハートとアートと子どもたちの未来を拓く取手市の学校教育」というキャッチフレーズを御紹介させていただきました。まず、このハートの取組です。中学校の全員担任制や小学校のチーム指導により、複数の教員が多角的な視点で、子どもたちの小さな変化やサインを確実に捉える体制を整備しております。さらに、心理や福祉の専門家が参画する教育相談部会へ情報を集約し、組織的かつ迅速な支援につなげております。また、1人1台端末を心の声を拾うツールと位置づけ、中学校での匿名相談アプリS T A N D B Y（スタンドバイ）や、小学校でのオンライン相談窓口、朝の心の健康観察など、デジタルを活用した心のセーフティーネットを構築してまいりました。平常時から、相談アプリや窓口を活用する経験を積むことで、悩みを抱えた際にも、ちゅうちょなくS O Sを発信できる力を育んでいるところです。

次に、アートを軸とした学びについてです。小学校3年生を対象とした「V I V A（ビバ）」での対話型鑑賞ツアーや、本年度より市内全小学校の全学年で実施している「朝鑑賞」では、アートの視点を通して正解のない問いに向き合い、自らの言葉で表現する力を育成しております。さらに、探求的な学びの中核となるサステナブル学習プロジェクトでは、脱炭素などの地球規模の課題を自分事として捉え、身近な地域課題を関連づけながら学びを深めております。その成果を、I C Tを活用してプレゼンテーションフォーラムに向けて論理的にまとめ発信することで、思考力と表現力を高めております。これらアートを基軸とした取組を通じ、子どもたちが自ら問いを立て、自由な発想で表現し続けられる力を体系的に育てております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） 教育長、また教育部長、御答弁ありがとうございました。ハートとアートを教育の理念とした取手市の学校教育をはじめ、子どもたちの心の安心安全を支える取組や、思考力・表現力を育む様々な教育活動について理解することができました。また、教育委員会が、社会環境が大きく変化する時代を生きる子どもたちのために、特色ある教育の推進と教育の質の向上に取り組まれていることも理解いたしました。

それでは次の質問に移ります。2点目の将来の児童数の把握についてでございます。少子化の進行や地域ごとの人口動向が変化する中、今後、児童数の推移を的確に把握することは、学校施設の整備や学級編制、教職員の配置など、将来を見据えた教育環境の充実を図る上で大変重要なことであると思っております。そこでお伺いします。教育委員会では、将来の児童数の推移についてどのような方法で把握をし、分析し、教育環境の整備に生かしているのか。お答えいただきたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

学務課長、石橋陽一君。

○学務課長（石橋陽一君） 佐藤議員の御質問に答弁いたします。各校の児童数の推移につきましては、教育委員会が毎年度、4月、10月に独自に実施している住民基本台帳を基にした、年齢別、住所別、学区別の児童生徒数の調査や、文部科学省が毎年実施をしている学校基本調査、茨城県教育委員会が行っている学級編制等に関する調査を通じて、各校の状況を把握しております。各校の新入学児童の状況としましては、宅地開発が行われている一部地域では児童数が増加しておりますが、それ以外の地域では減少する傾向が見られております。引き続き、前段で御答弁したような調査等を活用し、状況の把握に努めてまいります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 佐藤隆治君。

○20番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございました。教育委員会においては、住民基本台帳を基にした独自の調査、また、各種調査を活用しながら、児童生徒数の推移を継続的に把握していらっしゃるということを理解できました。また、宅地開発が行われている地域は除いて、児童数の減少傾向が続いていることでもあり、今後、未来を見据えた教育環境の整備は重要になってくると思っております。そのような中で、児童数が少ない学校においても、教育の質を維持、向上させるための取組はますます重要になってきます。

3つ目の質問に移らせていただきたいと思います。六郷小学校の取組、また、その取組を他校へ展開していく、そういったことについて伺いたいと思います。六郷小学校では、これまでの整備を進めてきたICTを活用するなど、小規模ならではの教育活動に取り組まれていると伺っております。そこで伺います。六郷小学校において行われている小規模校ならではの教育の取組はどのような事例があって、それらがどのような成果を上げているのか、また今後の展望についてもお尋ねしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

指導課長、佐々木美紀さん。

○指導課長（佐々木美紀君） 佐藤議員の御質問に答弁させていただきます。六郷小学校では、小規模校ならではの機動力を生かし、先進的なICT環境を活用した特色ある教育活動を推進しております。昨年度は同じ中学校区の宮和田小学校、桜が丘小学校とオンラインで結び、国語や英語の遠隔合同授業を実施いたしました。児童同士が互いの考えを工夫し伝え合うことで、多様な視点に触れ、学びを深める貴重な機会となりました。また、民間企業と連携しましたドローンのプログラミング学習においても取り組み、少人数であっても、多様な学びに触れられる教育環境の充実を図っているところでございます。今年度は、県のいばらき遠隔教育推進事業において、県内唯一の小学校研究校として、大学の専門家による指導の下、高度なプログラミング学習を通して、年間を通して週1時間程度実施する予定でございます。さらに、本市で整備をしました16台のモバイル型ロボットにつきましても、六郷小学校を拠点校として活用してまいります。児童二、三人に1台という恵まれた環境の中で、ロボットを活用したプログラミング学習を進め、論理的思考力や課題解決能力の育成につなげてまいりたいと思っております。今後につきましては、本年度より配置した電子黒板など、より充実したICT環境の下で、特色ある教育活動を推進し、六郷小学校の実践を先進的な教育モデルとして発展させてまいりたいと思っております。

す。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございました。次に、I C Tを活用した取組について、今お話いただいて大変重要でございますが、やはり子どもたちの健やかな成長のためには、実際に同級生とか上級生、また下級生との関わりの中で学び合うこと、また、この地域の方々と接しながら、交流を通じて社会性を育むことなども大変重要であると考えております。六郷小学校では、これまでも地区の合同運動会——もうこれは長くやっておりますけれども、また、防災教室などを通じて、地域との交流は図られてきたと思っております。そこで伺います。今後、六郷小学校において、児童同士のつながりや地域の方々との交流をどのように深め、リアルな人間関係や社会性を育む教育活動を進めていくのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、佐々木美紀さん。

○指導課長（佐々木美紀君） 御質問に答弁をさせていただきます。I C Tの活用が進む時代におきましても、子どもたちが実際に人と関わりながら豊かな人間関係を築く体験活動は、大変重要だと考えております。六郷小学校と宮和田小学校では、これまでオンラインによる遠隔授業を通して交流を重ねてまいりました。その学びをさらに発展させる取組といたしまして、本年11月に5学年宿泊学習の合同実施を予定しております。これまでオンラインで築いた関係を実際の交流へとつなげることで、多様な考え方や価値観を理解し尊重する力を育み、集団生活を通して社会性や協調性を養う貴重な機会と考えております。また、地域社会とのつながりを深める新たな取組として、プログラミング学習等で学んだ成果を、公民館まつりにおいて地域の方々に発表する予定でございます。子どもたちによるブース運営を通して、地域の方々との交流を深めるだけではなく、自分たちの学びが地域社会の役に立つという実感をし、地域の一員として自覚を育むことにもつながると考えております。今後もI C Tの活用とリアルな体験活動の双方のよさを生かしながら、心豊かでたくましい子どもの育成に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。六郷小学校においては、I C Tを活用した先進的な教育活動が進められているだけではなくて、他校との宿泊学習や地域の行事への参加など、実際に人と関わりながら学ぶ機会を充実して取り組まれているということを理解できました。I C Tの活用とリアルな体験活動の双方をバランスよく取り入れながら、子どもたちの学びや成長を支えていくことは大変重要であると思っております。また、六郷小学校で積み重ね上げられた特色を、ぜひとも市内の学校教育にも生かしていただきたいということを期待いたします。

それでは最後の質問になります。モニターのほうお願いいたします。

〔20 番 佐藤隆治君資料を示す〕

○20 番（佐藤隆治君） 教育委員会の学務課さんに、4月、5月に資料請求をさせていただいた資料でございます。こちらは、令和14年までの学校別小学校入学者推計という

こととございます。右側の部分が令和8年度ということで、14校ある小学校の1年生、2年生、3年生、4年生、5年生、6年生の生徒数が出ているわけとございますが、こちらを見ていただきながら、令和9年、令和10年と、今度は左のほうへ向かっていきますけれども、令和14年までの入学の推計ということが出ております。これ令和8年度、例えば6年生が今一番、こうずっと縦に60人、57人、53人と表示されておりますけれども、この児童たちが卒業された際には、今度は令和9年度の入学生——入学生徒が——児童がこの50人、40人、40人と入ってくるというような形になります。そのように見ていきますと、令和9年度の入学から令和14年までで、卒業される子どもよりも多く推計されている場所は、今丸で囲んであるところとございます。丸の数を見ますと、緩やかに減っているということが、この頂いた資料から感じられるところとございます。地元の小学校の推計データ、ぜひ見ていただけたらと思います。

次になりますけれども、こちらは取手市の令和8年5月1日現在の、14校ある小学校の1学年から6学年、その児童数とあとクラスの数を書いてあります。そういう形で見ますと、一番右下の赤枠で囲んであるところが3,999人と、——これは5月1日現在で載っております。約4,000人ということが分かります。もう一つのデータのほうを見ますと、こちらは令和12年までの学校別小学校入学者の推移ということになります。先ほどの令和8年度を見ていただくと、一番下のところが3,999人となっております。で、令和12年度になるとどういうふうになるかというと、3,426人と、下のところで赤字で囲ってあって、下に赤字で書いてあるところがそうなんですけれども。4年後には、もう約14%減ってしまって、約4,000人いる市内14校の学校の子たちが、令和12年度には大体3,426名になるだろうというような予測が見込まれているわけです。

こういったことをデータとして見ますと、これまでの質問を通して、児童数が減少する中で学校教育の充実に向けた取手市の取組や、六郷小における特色ある取組、さらには成果を市内へ展開していく考えについて、十分理解はできたんですけれども。一方で、国全体と同様に、取手市においても少子化が進行しており、その流れを短期間で変えることは容易ではないと思います。そのような中、小規模ならではの特色や地域とのつながりを生かした学校づくりを進めていくことは大変重要でございますが、同時に、児童数の推移や地域の実情を踏まえながら、将来にわたって子どもたちによりよい環境を確保していくための学校の在り方については、私は中期・長期的な視点で考えていく必要があるのではないかと考えております。

そこでお伺いします。今後の児童数の減少を見据え、将来にわたり、子どもたちにとって望ましい教育環境を維持していくためには、取手市として学校の在り方をどのように考えているのか、今後の方向性についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 教育総務課長、澤部 慶君。

○教育総務課長（澤部 慶君） それでは、ただいまの佐藤議員の御質問に御答弁を申し上げます。今後の学校の——特に中長期的な観点での適正配置といったような内容かと存じます。取手市では小中学校の適正配置につきまして、平成21年2月に策定いたしました取手市立小中学校適正配置基本計画、この計画に沿いまして進めてまいりましたが、平

成 28 年、その時点で未実施であった学校につきましては見送り、適正配置基本計画を終了している状況でございます。その後も少子化は進行しまして、子どもたちを取り巻く環境、大きく変化をしております。文部科学省が平成 27 年に作成しました、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引においては、少人数教育や地域コミュニティの核として学校の機能を重視する観点から、学校を統合する場合と小規模校を存続させる場合、いずれの場合でも、その利点を生かし、課題を最小化する工夫が必要である、このことが示されております。学校の適正配置に関しましては、児童生徒のよりよい教育環境を最大限に確保することを、まずこちらを基本とした上で、国の動向ですとか地域の特性、そして地域住民の皆様のお声を伺いながら、その時々状況を踏まえ、市教育委員会としての必要な対応を注視してまいりたいと考えております。先ほど、佐藤議員のほうからも御指摘をいただきましたが、今、本市における学校の在り方を考えたとき、学校が地域コミュニティの核の一つとして、また防災・地域とのつながりの場といったような機能も持ち合わせ、そして今後、その役割が一層期待されるという側面もあると捉えております。本市におきましては、全市立小中学校で学校運営協議会を設置しておりまして、この学校の子どもたちをどのように育てていきたいかを、地域の皆様とともに考えております。佐藤議員ご指摘の児童数の減少も含めた状況を、各協議会委員とも共有しながら、引き続き、学校運営について地域の御意見をいただいております。そして、小規模校においては、少人数学級のメリットを生かしたきめ細やかな教育の実現や ICT 教育の推進、そして規模の大小を問わず、地域の特色を生かした教育プログラムの充実など、それぞれの学校の規模、そして、それぞれの学校が打ち出す特色に応じ、それを最大限に生かした取組を引き続き進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 佐藤隆治君。

○20 番（佐藤隆治君） 御答弁ありがとうございます。今回の質問を通して、児童数が減少する中においても、取手市が特色ある学校教育の充実に取り組んでいることを理解いたしました。また、小規模の特色を生かした教育と地域とのつながりの重要性についても理解をすることができました。一方で、今後、児童数の減少が見込まれる中、子どもたちにとってよりよい教育環境を将来にわたって確保していくためには、各学校の特色を生かした取組を進めるとともに、児童数の推移や地域の状況を踏まえながら、学校の適正配置を含めた教育環境の在り方についても、継続的に検討していく必要があると私は思っております。今後も、子どもたちにとって最善の教育環境の実現に向けた取組が進められることを御期待いたしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、佐藤隆治君の質問を終わります。

続いて、鈴木三男君。

〔10 番 鈴木三男君登壇〕

○10 番（鈴木三男君） 皆さん、おはようございます。創和会の鈴木三男です。前のお二方が割と早く終わったんで——想定はしておりましたので、これから一般質問をさせていただきますけども、できるだけ昼時間ずれないような形で、的確な一般質問をさせてい

ただきたいと思います。今回は、災害時の要支援者の個別避難計画と、地域集会所建設等補助金の2つの項目です。

まず初めに、要支援者の個別避難計画についてから一般質問させていただきます。東日本大震災では、多くの高齢者や障がい者の方々が犠牲になりました。その教訓を踏まえて、実効性のある避難支援体制を構築していくため、平成25年に災害対策基本法が改正され、自ら避難することが困難な方の名簿——避難行動要支援者名簿を作成することが義務づけられました。初めに、本市の避難行動要支援者名簿——台帳の作成はどのように行われるのか、お尋ねいたします。

〔10番 鈴木三男君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、飯山貴与子さん。

〔健康福祉部長 飯山貴与子君登壇〕

○健康福祉部長（飯山貴与子君） 鈴木三男議員の御質問にお答えいたします。取手市では、災害対策基本法の第49条の10に基づき、災害発生時または災害が発生するおそれがある場合、自ら避難することができず、支援を必要としている方を対象とした避難行動要支援者台帳を作成しております。台帳の作成に当たり、現在、民生委員児童委員の方々にも御協力いただき、独り暮らしの高齢者などの家を訪問した際に、日頃の見守りや声かけなどを行いながら、台帳への登録が必要な方には、制度の説明をすることで登録を促しております。今後も、関係機関と連携しながら、災害時の避難行動に支援が必要な方に対しての周知を含め、避難行動要支援者台帳の整備を進めてまいります。

〔健康福祉部長 飯山貴与子君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。避難行動要支援者台帳、これ今の部長答弁で、民生委員児童委員に御協力をいただき、独り暮らしの高齢者宅などを訪問した際に、日頃の見守り・声かけなどを行いながら台帳の登録を促しているということなんですけども。では、取手市の避難行動要支援者台帳の登録人数について、お尋ねしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 社会福祉課長、長塚逸人君。

○社会福祉課長（長塚逸人君） それでは、鈴木議員の御質問に答弁させていただきます。令和8年1月1日付の茨城県調査報告データでは、取手市の避難行動要支援者台帳登録者数は、784人となっております。これまで避難行動要支援者台帳の作成については、茨城県の指示に従い、災害対策基本法第49条の10に該当する方で、避難行動要支援者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望され、市が登録者個人の情報を関係機関に提供することについて同意を得られた方のみ作成してきましたが、令和8年4月9日付で県からメールにて、名簿の作成方針を全国的に統一する旨、指示がありました。この指示を受け、今後は避難行動要支援者台帳に登録する者の定義を、取手市地域防災計画に避難行動要支援者の範囲を定めている条件——要介護3から5や障がいの程度などで抽出した名簿から、施設等入所者・長期入院患者等除いたものから、さらに自力避難が可能な要

配慮者を除いて、避難行動要支援者台帳を作成することとなりました。現在、関係データを集約して、名簿の登録人数は約 5,000 人の見込みとなっています。今後、県の新たな指示に従い、この名簿の精査を行った後に、職員や関係機関と連携して家庭訪問などを行い、個別避難計画の作成を行うこととなります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。令和 8 年 1 月 1 日現在では 784 名ということなんですけども、その後、今年の 4 月 9 日付で県からのメールにて、名簿の作成方針を全国的に統一する旨の指示があったという御答弁なんですけども。そうしますと、今後は要支援者台帳がより厳密に精査され、災害が発生した場合に、より実効性のあるものになることが期待されるのかなと思います。その点からも、できるだけ早く要支援者台帳の作成をお願いしたいところですが、これはいつ頃を目安に作成が完了をされるのか。目安というのはあるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 社会福祉課長、長塚逸人君。

○社会福祉課長（長塚逸人君） お答えいたします。既に名簿の関係データの集約は進めているところですが、今後は、施設入所者や長期入院患者等など、生活基盤が自宅にない方を関係部署からデータ等を提供してもらった後で名簿から除く作業や、自力避難が可能な方を名簿から除く作業が必要であり、これらについては、できることから速やかに進めてまいります。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。それと、この要支援者の名簿なんですけども、これは単に作成するだけじゃなくて、いかに有効に活用するかというのが、非常に大事になってくるんだろうと思います。それと、個人情報が入りますので、それとの関係も非常に大事ななんですけども、この避難行動要支援者名簿の活用方法と個人情報との関係についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 社会福祉課長、長塚逸人君。

○社会福祉課長（長塚逸人君） お答えいたします。避難行動要支援者名簿の活用と個人情報の保護についてですが、災害時に支援者となっただけの自主防災組織など関係機関の代表者と取手市が、避難行動要支援者の個人情報を提供するための協定書を締結することで、個人情報を保護しながら、地域の支援者に避難行動要支援者の情報を把握してもらい、災害の際に役立てていただくようになっております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。やはり災害が発生した場合、この要支援者となっただけなのは、中心が自主防災組織の方々かなと思いますけども、そうした方——そうしたことから、この各地区の自主防災の組織の代表者と取手市が避難行動要支援者の個人情報を提供するための協定書、これを締結して、個人情報を保護しながら災害時に役立てていただくことは大変重要なことだと認識しております。

では次に、災害時に支援が必要な高齢者や障がい者の避難手順をまとめた要支援者の個別避難計画については、災害対策基本法の一部を改正する法律が令和 3 年 5 月に改正され、

個別避難計画の作成が市町村に努力義務化されました。ここで言う個別避難計画とは、災害時に手助けが必要な方、例えば高齢者や障がい者などがスムーズに避難できるように、事前にどこに避難するか、避難の際に配慮が必要なことは何かなどを書いておき、支援等を行う人と事前に共有を行う一人一人の状況に合わせた避難計画です。令和7年10月24日の茨城新聞の報道によれば、県全体の作成率が令和7年4月1日時点で30%にとどまっているという報道がありました。取手市では37.85%、県全体の平均を若干上回っているわけですが、そこで、この要支援者の個別避難計画の作成に当たっての課題についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 社会福祉課長、長塚逸人君。

○社会福祉課長（長塚逸人君） お答えいたします。御質問の個別避難計画の作成に関する課題についてですが、避難行動要支援者が個別避難計画を作成する際に、自身が自宅以外の場所に避難することを拒むことが多く、また、自身を災害時に支援してくれる方がいないということが大きな課題となっています。市では、茨城県と連携し、消防団などの地域の関係者による避難行動要支援者に対する支援体制の整備に現在取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。確かにこの個別避難計画を作成する場合、要支援者である高齢者や障がい者の方は、自宅以外に避難するということは、非常にハードルが高いという方もいらっしゃると思います。また、こういう高齢者の方とか障がい者の方というのは、外部とのコミュニケーションなんか取れない場合が多いので、どうしても支援してくれる方がいないというようなことも課題であるということ、私も大変危惧しているところでございます。しかし、災害が発生しても被害を最小限に抑えるためにも、この要支援者の個別避難計画の作成率を100%に向けて、関係機関、特に民生委員の協力が欠かせないと思います。今後も、民生委員を含め他の関係機関と連携しながら、課題解決に向けて前へ進めていただくことをお願いしておきたいと思います。

最後に、この個別避難計画についてなんですが、適切な避難支援が実施されるように、関係先への情報提供が必要と思われますが、どのような関係機関への情報提供がなされるのかお尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 社会福祉課長、長塚逸人君。

○社会福祉課長（長塚逸人君） お答えいたします。作成済みの個別避難計画情報の運用、関係先への提供などについては、先ほどの御質問でも多少触れましたが、災害の発生時に備え、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者台帳及び個別避難計画の情報共有を行っているところでございます。なお、消防機関・民生委員以外の自主防災組織や市政協力員・自治会・警察などと、避難行動要支援者台帳及び個別避難計画の情報共有を行う場合には、あらかじめ、相手方と避難行動要支援者の個人情報に関する協定書【「避難行動要支援者の個人情報の共有に関する協定書」を「避難行動要支援者の個人情報の提供に関する協定書」に発言訂正】を締結した上で、情報の共有を図っているところでござい

ます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。個別避難計画は、やっぱり避難支援等関係者——特に民生委員あと消防機関、あるいは警察・自治会・自主防災会などと情報を共有し、災害が発生した場合、常に災害弱者である高齢者や障がいのある方の被害を最小限に抑えていく必要があるんだろうと思います。そのためにも、要支援者一人一人の条件に合わせた個別避難計画を、関係機関の協力を得て早急に作成していただくことをお願いして、この質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

続いて、地域集会所建設等補助金について、お尋ねします。取手市では、地域住民のコミュニティ活動を支援するため、集会所の新築・増改築・修繕、集会所用地の取得や賃貸・賃借料に要する経費の一部を助成しております。今回は、補助金活用の多い、町内会や自治会が管理運営する集会所の修繕を中心に質問させていただきます。地域のコミュニティの場として重要な役割を担っている地域集会所については、老朽化を防ぐために定期的な整備・修繕が必要です。私が住んでいる中央タウンの連合自治会では、平成 20 年に集会所を建ててから、おおよそ 5 年間隔で、集会所の老朽化を防止するため修繕を実施してまいりました。単年度では修繕費用を捻出するのは難しいことから、毎年、計画的に修繕積立金を行っております。また、自前で修繕費を全額捻出するのは非常に厳しいため、取手市の地域集会所整備事業補助金の交付を受けてまいりました。他の町内会や自治会でも、集会所の老朽化を防ぐため、また施設内の増改築をするため、定期的に大規模な整備・修繕工事を実施していると思います。

〔10 番 鈴木三男君資料を示す〕

○10 番（鈴木三男君） この表は、地域集会所建設等補助金について、過去 5 年間の実績です。令和 3 年度は萱場集会所、それから令和 4 年度が高須本田集会所、令和 5 年度は該当なしで、令和 6 年度が下高井会館と八重洲ニュータウン自治会館、令和 7 年度が中央タウン連合自治会の集会所。それぞれ工事総額と補助金の額が記載されておりますけども——これは取手市の一般会計決算報告書から抜粋したものです。そこで、この集会所を新築・改築するときの集会所建設等補助金や、定期的な修繕のときの集会所整備事業補助金制度は、いつ頃からできたのかお尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、立野啓司君。

〔総務部長 立野啓司君登壇〕

○総務部長（立野啓司君） 鈴木議員の御質問に答弁いたします。地域集会所建設等補助金制度につきましては、地域住民のコミュニティ形成を支援することを目的に、町内会や自治会が集会所の建設・維持管理及び必要に応じた整備を行う場合に、費用の一部を市が補助する制度でございます。御質問の制度の開始時期につきましては、昭和 38 年に取手町部落集会所建設事業補助金交付要綱が制定されたことまでは、確認ができております。当該要綱以前につきましては、同様の制度の有無も含めまして、何分にもかなり古い時代の話になりますので、確認はできていない状況でございます。以上でございます。

〔総務部長 立野啓司君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。今、部長の答弁で、昭和 38 年に制定されているということなんですけども——これ随分、60 年以上前のことで、確かに当時の運用状況などは資料が残っていないということは、やむを得ないのかなと思うんですけども。

次に、この補助金制度の手続についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、田村牧子さん。

○市民協働課長（田村牧子君） それでは、御質問に答弁させていただきます。補助金申請の手続についてですが、補助金を希望する町内会や自治会の方には、まず工事を実施する前年度の 6 月末までに、希望申請書を市に提出いただく必要がございます。提出された申請書は、市民協働課にて内容を確認の上、翌年度の予算案に計上いたしまして、予算案の議決をいただきましたら、翌年度に工事を実施していただく流れとなります。工事実施年度においては、4 月以降に補助金交付申請書を御提出いただいてから工事を実施していただきます。工事完了後には、補助金実績報告書を提出していただくことが必要です。また、申請に当たりましては、補助金交付の条件や工事内容について、事前に市民協働課と十分に相談・確認を行っていただくことが重要です。適正な補助金交付が確保されるよう努めております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。この手続については、何か過去に齟齬があって、補助金制度の活用ができなかったというようなことも聞いております。しっかり周知徹底を図っていただくことを、改めてお願いしたいと思います。

続いて、この地域集会所建設等補助金の最高限度額についてです。新築・改築の集会所建設等補助金限度額は 1,000 万円なんですけども——ここは最近のあれとしてはデータはないんですけども、一番出てくるのが、先ほどのデータでも示したように、修繕の集会所整備補助金、限度額 100 万円、これは 5 年間隔で利用ができるということなんです。それから、大規模修繕の大規模修繕事業補助金限度額 300 万円——これも最近のデータとしては実績がないようなんですけども。こういった制度というのは、最高限度額を設定した——制度ができた時と変わらないのかどうか、その辺をちょっと。この最高限度額に変動があったのかどうか。制度ができてから同じなのか、その辺ちょっと確認のためお尋ねします。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、田村牧子さん。

○市民協働課長（田村牧子君） それでは、御質問に答弁いたします。集会所建設等補助金につきましては、平成 16 年から、現在の取手市集会所建設等補助金交付要綱に基づき運用しているところです。平成 21 年 10 月には、新築・改築の集会所建設事業補助金の上限額を、1,300 万円から 1,170 万円へ見直しを行いました。さらに令和 3 年 3 月には、上限額を 1,170 万円から 1,000 万円へ見直しを行っております。一方で、大規模修繕の大規模修繕事業補助金につきましては、制度開始から変更しておらず、現行の限度額 300 万円のままとしております。さらに、修繕の集会所整備事業補助金の限度額につきましても、制度開始から変更しておらず、現行の限度額 100 万円として運用しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。今の御答弁から、建設等補助金については平成 16 年から運用しているということですが、新築・改築の集会所建設事業補助金については、多少見直しがあったという御答弁です。その他の大規模修繕補助金の 300 万円と修繕の集会所整備事業補助金 100 万円は、見直しが行われないうまま現在に至っているということは理解いたしました。では、その限度額の根拠についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、田村牧子さん。

○市民協働課長（田村牧子君） 御質問に答弁させていただきます。限度額の根拠につきましては、現在、確認できる範囲で、制度当初の具体的な数値の算定方法や詳細な検討経過を示す資料について、確認することができない部分がございます。一方で、近隣の市町村の運用状況を調査した経緯が確認できることから、限度額の設定につきましては、当時の事業規模や補助の考え方、予算の範囲、さらに近隣市町村の運用状況などを総合的に踏まえて決定したものと理解しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。次に、最近の円高【「円高」を「円安」に発言訂正】による物価高騰により、建築資材の高騰や……

○議長（山野井 隆君） 鈴木議員、円安じゃないでしょうか。今、「円高」っておっしゃいました。円安に訂正してください。

○10 番（鈴木三男君） （続）失礼しました。訂正をお願いいたします。——円安ですね。

○議長（山野井 隆君） 訂正を認めます。

○10 番（鈴木三男君） 次に、近年の円安による物価高騰により、建築資材の高騰や人件費の上昇により、集会所の新築・改築、さらには修繕工事の見積額も大幅に上昇しており、従来の補助金だけでは自己負担が高額になり、思うような新築・修繕が不可能になりつつあります。各地区の町内会・自治会では、新築に向けての資金確保また定期的な集会所の修繕工事に備えて、毎年積立てを行っておりますが、近年の工事費見積額の上昇に追いつかない状況です。さらに、これから数年後には、工事請負業者からの見積額もさらなる上昇が見込まれる状況です。このような状況をどのように認識しているのか、お尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、田村牧子さん。

○市民協働課長（田村牧子君） 御質問に答弁させていただきます。近年の物価高騰の影響により、建築資材費や人件費が上昇していることから、現行の補助金制度の仕組みでは町内会や自治会の自己負担が増加する状況が生じている点について、市としても認識しております。取手市においても、補助金額算定に用いる見積徴取時点と工事実施時点との間で工事費に差が生じている事例が確認されております。具体的には、令和 7 年度に整備事業補助金を活用した団体のうち、見積徴取時点と工事実施時点の工事費を比較すると、1 割から 3 割増加しているケースが確認されています。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。確かに執行部のほうでも近年の物価高騰による建築資材や人件費の上昇については認識されているという御答弁ですけども、特に問題になってくるのは、今課長も答弁で述べておりましたけども、工事見積り時点と工事を実際に施工した時点で工事費に差が生じて、いろいろ業者とのトラブルとか、あるいは修繕の見直しなんかの問題も出てくるんだろうと思いますけども、こういったことも最近の状況を反映しているのかなと思っております。そこで、今後工事費の見積額の大幅上昇が見込まれることから、定期的な修繕工事を行う補助金について活用の頻度が多いことから、補助金の上限引上げは町内会や自治会の財政負担を軽減するため大変助かると思います。地域集会所建設等補助金の上限を引き上げる考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、田村牧子さん。

○市民協働課長（田村牧子君） それでは、御質問にお答えいたします。昨今の物価高騰や人件費の上昇は、建物の維持管理経費にも大きな影響を及ぼしており、地域集会所の修繕費用が大きく増加している事実は、地域の方からの切実な御相談が寄せられていることもあり、十分に認識しているところです。地域集会所は、日々のコミュニティ活動を支える大切な拠点であります。こうした物価高騰による影響を理解した上で必要な修繕等の対応や円滑な整備を支援することは、市としても大変重要であると考えております。一方で、現在の建築工事費の高騰につきましては、国際情勢による一時的な影響も要因に含まれているものと考えられ、その対応に当たっては、今後の見通しも含めた慎重な検討が必要であるとも認識しております。このような状況を踏まえ、地域集会所建設等補助金の上限の引上げにつきましては、少しでも地域の負担軽減となるよう、様々な観点から検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。かなり前向きな答弁をいただいたのかなという手前勝手の認識なんですけども、この補助金の上限引上げについては、やっぱり地域の負担軽減になるよう様々な観点から検討はしていただきたいと思いますけども、ただ、この建設等補助金については、最近の物価高騰だけでなく平成 16 年から見直しがされてないと。平成 16 年というともう 20 年ぐらいたっているわけですよ。当時から見直しが行われていないということも、十分考慮に入れて検討すべき案件ではないかと思っております。ぜひ、来年度の予算編成に反映されることを期待して——期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、一般社団法人自治総合センターが実施しているコミュニティセンター助成事業についてお尋ねしたいと思います。これはどのような助成事業なのかを、まずお尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、田村牧子さん。

○市民協働課長（田村牧子君） それでは、御質問にお答えいたします。コミュニティセンター助成事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実強化を図るために実施しているものです。住民が自主的に行うコミュニティ活動を積極

的に推進するため、地域で管理する自治会集会所やコミュニティセンターの建設や大規模修繕、またはその建設に必要な設備を整備するため——失礼いたしました。または、その施設に必要な設備を整備するため、コミュニティセンター助成があります。また、集会所の椅子やテーブル、自治会の広報活動に使用するパソコンなど、コミュニティ活動に必要な設備に係る経費を補助する制度として、一般コミュニティ助成というものもございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。コミュニティセンター助成事業と一般コミュニティ助成事業があるということは理解しました。

では次に、本市での過去の実績についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、田村牧子さん。

○市民協働課長（田村牧子君） 御質問にお答えいたします。過去のコミュニティセンター助成実績は、令和6年度に、ときわ台自治会集会所の1件のみとなっております。また、一般コミュニティ助成につきましては、毎年度、各市町村につき申請件数が限られておりまして、本市における実績は年間1件となっております。こちらにつきましては、現在申請を希望されているのは7団体となっております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。コミュニティセンターの助成実績は令和6年度に1件のみ、一般コミュニティ助成については毎年1件となって、現在7団体申請を希望されてるということなんですけども、これ1年に1回——1件ということは、7団体、これは恐らく申込み順に市のほうで取次ぎをしていくんだろーと思いますけど、7団体ということは、7番目に申し込んでる方は7年後ということではよろしいですか。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、田村牧子さん。

○市民協働課長（田村牧子君） お答えいたします。議員おっしゃるとおりでして、御希望をいただいた時点で、市民協働課で作成している待機リストに掲載させていただきまして、順番に御案内させていただいておりまして、先ほど申し上げましたとおり、1件ずつの申請となっておりますので、7年後というようなことになろうかと思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） 分かりました。それと同じ年にこの地域——前に質問した地域集会所建設等補助金と、この自治総合センターが行うコミュニティセンター助成事業を併用して活用することは可能なのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、田村牧子さん。

○市民協働課長（田村牧子君） 御質問にお答えいたします。市の地域集会所建設等補助金と、自治総合センターのコミュニティ助成事業補助金、こちら同一年度に2つの助成を活用していただくということは可能であります。ただし、先ほど申し上げましたとおり順番がございますので、同じタイミングになるかどうかというところはあるかと思うんですが、可能であることはありますので、以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。可能であるけども、なかなか1年に1件ということでタイミングが合うかどうか分からないということなんですね。了解いたしました。以上をもちまして私の一般質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、鈴木三男君の質問を終わります。

ここで、長塚社会福祉課長から発言を求められておりますので、これを許します。

社会福祉課長、長塚逸人君。

〔社会福祉課長 長塚逸人君登壇〕

○社会福祉課長（長塚逸人君） 社会福祉課、長塚です。先ほどの鈴木議員の質問に対する答弁で、「避難行動要支援者の個人情報の共有に関する協定書」と説明いたしましたが、正しくは「避難行動要支援者の個人情報の提供に関する協定書」となります。訂正をお願いできればと思います。よろしくお願い申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（山野井 隆君） 議長は訂正を認めます。

13時まで休憩いたします。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、小堤 修君。

〔12 番 小堤 修君登壇〕

○12 番（小堤 修君） 創和会、小堤 修でございます。午後、ちょっと足がむくんでくる時間かと思えますけれども、よろしくお願いいたします。今日は——もう今日は何の日というのをやらないかなと思ったんですが、非常に大事な日でして、それでちょっと皆さんにお知らせしたいんですが。

〔12 番 小堤 修君資料を示す〕

○12 番（小堤 修君） この6月1日の広報とりで、こちらに載ってまして、ここの6ページ——6ページのここに、今日は6月9日でロックの日ということで、音楽のじゃんぱんのほうじゃなくて、鍵をかけるロックの日ということで安全安心対策課がここに載せまして、それを魅力とりで発信課がここで載せてくれたということで。皆さん、家の鍵、自転車の鍵、車の鍵をかけましょうということで、昔、合い言葉で、「防犯は 鍵かけ 声かけ 心がけ」というのがあったかと思うんです。それが一つと、もう一つは平成5年の6月9日、天皇皇后両陛下の御成婚の日でございます。非常におめでたい日だということ。それだけは言いたかったので、お話ししました。

それでは、事前通告しましたスマートシュリンクとこれからの取手市について質問させていただく前に、私、令和6年の第4回定例会の一般質問で、人口減少対策の推進という質問をしています。今日は、その続きではありませんが、視点を変えた人口減少対策について、執行部の答弁をいただきながら考えていきたいと思います。ここで頭に浮かぶのは2040年問題です。これは、日本が第2次世界大戦に敗れたものの、戦後、国民はようやく自由を手に入れ、貧しいながらも前向きに力強く歩み始め、昭和22年から24年の3年間に生まれた子どもが約800万人、平均しても年間260万人強の子どもが生まれています。

後に、小説家、堺屋太一さんが発表した「団塊の世代」という小説に由来し、命名された団塊世代であり、その子どもたちが65歳を超え、高齢者率が35%に達するのが2040年です。その頃に生じる複合的な社会問題が2040年問題です。取手市の高齢化率は、今年4月1日現在で34.4%であり、全国平均を上回り、2040年には38.1%と推計されています。2040年問題の主な課題として、1、労働力の減少、2、社会保障費の急増、3、医療・介護の人材不足、4、インフラ等行政機能の限界が挙げられています。労働力の減少は、つまり高齢者が増え、出生数が減り、生産年齢人口も減っていくということです。

資料を使いますので、場所を移動します。

〔12番 小堤 修君質問席に移動し資料を示す〕

○12番（小堤 修君） こちらの、とりで未来創造プラン2024に載っていたやつですけども、この今後の人口の見通しということで、令和元年は10万7,204人だったんですが、令和22年には9万150人というふうに推計されています。前期高齢者も令和15年、20年、22年と徐々に増えていくようです。先ほど申しましたように、高齢化率も令和元年は33.7%でしたけれども、令和22年には38.1%になるようです。これが次のページにあったグラフにしたものですが、こういう形で生産年齢人口がずっと減り続けていくということです。で、高齢化率も上がっていくと、そういうことになります。これは――次のは厚生労働省が6月3日に発表して、6月4日の朝日新聞に載ってた記事からちょっとまとめたものなんですが、2025年の出生数は67万1,236人ということで、10年連続で過去最少を更新していると。で、合計特殊出生率が1.14ということで、昨年度より――昨年より0.01ポイント下がって、またこれも過去最低だということです。国立社会保障・人口問題研究所、2023年公表によりますと、出生数が67万人台になるのは2040年とされていましたが、15年早まったということです。2016年に初めて100万人を下回り8年連続――8年で70万人を切ってしまったと、そういう状況です。合計特殊出生率2.07は、1975年から2をずっと下回っている状態だということです。で、2025年の人口が1億2,305万人、30年後1億人を下回る見込みであるというふうにも言っております。じゃあ死亡率は――死亡者数はといいますと、昨年ですね、これ、158万9,489人だったと。自然の増減で出生数と死亡数の差は91万8,253人減っていると。これはもう19年間ずっと減り続けているということです。婚姻数ですが、これも昨年度で48万9,119組ということで、昨年よりは4,027組増えていますが、2023年に戦後初めて50万組を下回ってしまったと。そして、平均の初婚年齢が、夫は30.1歳、妻が29.7歳ということで、この結婚平均年齢も上がり、結婚しても子どもを持たない選択をする人も増えているということから、婚姻数と出生数は一定の関係があると考えているという話です。

それでは、今日はこの人口減少問題におけるスマートシュリンクという考え方、これは取手市に当てはまるものではないのかもしれませんが、全国的な傾向なので質問してみたいと思います。その前に、今回のこの質問で私の大きなコンセプトは、桑原開発や西口再開発によるにぎわいの創出、これは大いに期待するところであり、地権者・民間事業者・行政・議会など、その実現をみんなで目指すところです。にぎわいが出てくれば、お客さんも大勢集まり、財政も潤うはずです。雇用者も増え、こんなにいいところに移り住みた

いという人も出てくることでしょう。そうすると、人口も予測に反し増えることでしょう。そういう考え方もあります。一方、これはあくまでも理論上の考えであって、この数値が取手市の場合、覆ることも考えられます。人口の推移に関して取手市は人口 10 万 6,000 人をキープしていますが、国全体では、2010 年から減り続けているのが現状です。人口を減らさないためには、1 人の女性が 2 人産まなければなりません、どうやら生まれてくる赤ちゃんは男の子のほうが若干多いということから、2 人より少し多く産まなければならず、生まれてきた赤ちゃんが、中には残念ながら大きくなるまでにお亡くなりになってしまうこともあると考えると、人口水準を一定に保つための出生率である人口置換水準は 2.07 以上ということですが、2025 年の出生率、いわゆる合計特殊出生率は、今の表で見たように、前年よりまた 0.01 ポイント下がり 1.14 でしかありません。例えば、結婚を望む人全てが結婚でき、希望する子どもの数が全て産めたとしても、その希望出生率は 1.6 までにしか上がらないそうです。ですので、にぎわいの創出と人口減少はセットで考える——考えてもよいのではないかと思います。

では、質問です。取手市の 2040 年以降、これから 15 年以降のことですけど、どのように予想しますか、お聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

政策推進部長、渡来真一君。

〔政策推進部長 渡来真一君登壇〕

○政策推進部長（渡来真一君） それでは、小堤議員の御質問に答弁させていただきます。2040 年以降の取手市の展望ということでの御質問でございます。市政運営では、取手市の将来をよりよいものにしていけるよう日々取り組んでいるところでありまして、様々な魅力発信や定住化促進策に取り組んでいることは、これまでの議会においても度々答弁させていただいております。具体的な成果といたしましては、とりで未来創造プラン 2020 の策定時点では、人口推計を基に令和 7 年の目標人口を約 10 万 4,000 人に設定いたしました。その後、この 2020 に続くとりで未来創造プラン 2024 も含めて取り組んだ結果、令和 7 年 5 月時点の実際の住民基本台帳人口は約 10 万 6,000 人と、目標を大きく上回る成果を上げることができました。そして、それから 1 年後の今年 5 月 1 日現在においても、約 10 万 6,000 人をキープしている状況でございます。これは、定住化促進住宅補助や子育て支援、DX の推進、シティプロモーションなど、庁内各部局において、それぞれの分野で必要な施策を継続的かつ着実に進めてきたことによって、一定の成果が現れているものと認識しております。社会情勢も大きく変化している中において、未来を予測することは大変難しく、現に——ただいま申し上げたように、市の人口推計でも既に上振れが生じているという状況です。私たちが歩みを進める上では、今日よりも明日、明日よりも 5 年後、10 年後、20 年後——さらにはその先の未来をよりよいものにしていけるよう、夢を持ち続けることが必要だと思います。ただいま小堤議員からも御紹介いただきましたように、市では取手駅西口の再開発事業における複合公共施設の整備や、桑原地区の新市街地整備事業など、取手市の 20 年後、30 年後に向けた事業を展開しており、今の子どもたちが大人になっても、引き続き取手市に住み続け、活力あるまちでいられるよう努力を続け

ています。まちの活力や魅力を高めたその先には、人口増加への道筋も続くものだと思います。望む未来の実現に向けて、引き続き、職員一丸となってチャレンジを続けていきたいと考えております。以上です。

〔政策推進部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。まさしく桑原開発と西口再開発が鍵ですね。ぜひ早い実現をと思います。他市にはできないオリジナルな、いい意味での差別化となります。今の子どもたちが大人になったとき活気あるまちであるよう、9万人をキープできるようにしていきたいと思います。議会も力を合わせ実現を目指していきたいと思います。

ここで、ちょっとスマートシュリンクについて簡単に説明させていただきたいと思いますので、——切替えをお願いいたします。

〔12 番 小堤 修君資料を示す〕

○12 番（小堤 修君） 説明させていただきたいと思います。今後の各自治体の在り方に関して、最近、国の各省庁でも、国会——全国知事会でも、大学でも、マスコミ報道などいろいろなところで取り沙汰されているスマートシュリンクという考え方は、「賢く縮む・縮小する」というものですが、私は、縮む・縮小するより、「賢く集約する・効率化する」というほうが合っているのかなと思います。大正大学、地域構想研究所客員教授の小峰隆夫先生が提唱しているもので、私は昨年10月3日、NHKのおはよう日本での放送で知ったのが始まりでした。このスマートシュリンクとは、たとえ人口が減っても、住民の生活の質を落とさず維持向上させながら、インフラや公共サービスなどを賢く集約して効率化を図り、市民の幸福度——つまりウェルビーイングを持続させていこうというものです。私は、なぜか少し不安な気持ちになりました。

では、次の質問ですが、桑原の開発や西口の再開発は、にぎわいを創出できるチャンスでもあり、商業の拡大につながるものと考えると同時に、スマートシュリンク的な考えも準備しておかなければならず、両方が推進されてこそ盤石な取手市に向かっていけると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 政策推進課長、篠原慎吾君。

○政策推進課長（篠原慎吾君） それでは、お答えいたします。行政には、今、目の前の課題に対応して市民福祉を向上させる使命があります。それと同時に、20年後、30年後を見据えて、今から準備する、今から考える、ということも大切な使命であると考えております。近年では、国土交通省における都市計画マスタープランや、総務省を中心とした公共施設等総合管理計画など、国においても持続可能な土地利用、公共施設の統廃合や複合化、そして長寿命化を図るようという方向になっておりますが、これらは決して縮小や廃止を意味するものではなく、緑地化や複合化によって適正化し、防災や安全確保に役立てていくという考え方であると理解しております。県においては、経済、安心安全、人財育成、魅力発信の4つの分野において新たなチャレンジへの取組を打ち出し、企業誘致による雇用の確保や医療の維持、交流人口の増加策などを通じて人口減少に歯止めをかけ、

活力を生み出そうという内容になってございます。市としまして、取手市らしい茨城県の玄関口としての発展を目指しながら、時代の変化とともに刻々と変化する市民のニーズを的確に捉え、その時々合う行政サービスが提供していけるよう、絶えず見直しをしながら質の維持向上を目指していく、そのような行政運営に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。県も新たな4つのチャレンジを打ち出し、人口減少を乗り越えようとしていること、そして取手市も時代の変化と市民ニーズを的確に捉え、その時々合う質の維持向上を目指していく、まさにスマートシュリンク的な姿勢が伺えました。では質問です。車の両輪のような考え、または方向性が大切であるということかと思いますが、取手市ではそういったことに既に取り組んでいることについてお聞きします。主なこととして私はスマホ市役所、立地適正化計画、公共施設が考えられます。それらについてお答えください。

まず、スマホ市役所についてお願いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、立野啓司君。

〔総務部長 立野啓司君登壇〕

○総務部長（立野啓司君） 小堤議員の御質問に答弁いたします。これまでA I 音声認識システムを活用した会議録作成や字幕表示による障がい者への配慮、また、議会答弁書作成支援システムや汎用チャットボットを初めとする生成A I を活用した業務効率化と業務の質向上に取り組んでまいりました。また、議員ご承知のとおり、今年の2月からは、新たな行政サービスの形として、窓口に来なくても、自分の好きな時間にスマホを使って様々な手続きを行える「スマホ市役所」を開設し、住民の皆様の利便性向上と窓口業務の効率化を進めてございます。本年2月の開設以来、5月末時点で、これまでスマホ市役所に実装した手続きは、一時的に利用したものを含め39個となっております。そのうち、3月から受け付けを開始いたしました省エネ家電買換え補助金の手続きは、約45%がスマホ市役所から申請いただき、令和5年度の実施時と比べ大幅に職員側も窓口対応時間や受付後の事務削減が図られているところでございます。今後も、機能充実の実装に向けて進めてまいりたいと考えてございます。

〔総務部長 立野啓司君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。スマホで39個ものことが実装でき、窓口対応時間や受付後の事務などの削減が図られているということは素晴らしいことです。市民サービスの質の向上に大いにつながっていると感じます。では、そういった面での今後の取組について、まだまだ何かあるのでしょうか、お願いします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、岩崎弘宜君。

○総務部次長（岩崎弘宜君） お答えいたします。現在、今後の予定といたしましてご答弁申し上げ得るものといたしましては、A I エージェントを活用した実証実験に、県と民

間事業者さんとともに取り組む形で進めております。先月、関係課と県、また事業者さんとともに意見交換を行いまして、あとヒアリングを行いまして、適切な事業のピックアップを今、選定作業を行っているところです。この選定作業が終わりましたら、約数か月、実証実験を行いまして成果検証をして、そしてこの行政のフィールドでA I エージェントとかどのように有効に活用できるか、といったところをピックアップできればというところで取組を進めているところです。これら実装が可能となれば、非常にA I 職員というんですかね——といったものが立ち上がって、私たち人間職員でなければならないもの、例えば、決定をする、承認をする、現場に行く、こういったことは私たち人間職員が、それ以外の、例えば1つの申請とかに関して一定のルール様式、そういったものを読み込ませておいて、A I エージェントが仕事を進めてくれる、そういうすみ分けといったものをきちっと行って、質の向上だったり、業務効率化を図ればなと考えているところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。それはすごいと思います。県と民間と市とにより、このA I 職員ですか——が誕生すれば、人間職員でなければならない業務により時間を充てることや、人口減少に伴う職員数減を検討することにもなるのではないのでしょうか。民間と県との連携はこれからとても大切になっていくと思います。

次に先日、私の友人が都内で岩崎次長のセミナーを聞き、感想などの連絡が私にありました。私もこれまで岩崎次長の研修を聞いたことがあります。友人から聞いたのですが、A I の未来として、A G I（汎用人工知能）、その先にA S I（人工超知能）の話をされていたとのことです。2040 年を見据えて、どのような想定を現時点で考えているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、岩崎弘宜君。

○総務部次長（岩崎弘宜君） お答えいたします。御友人の方に御参加いただきましてありがとうございます。また小堤議員も御参加いただきましてありがとうございます。行政のフィールドで今の時点で明確に汎用人工知能と言われるA G Iであったり、その先の2045 年にメジャー化されるであろうと言われているA S I（人工超知能）、こちらについては、今の時点で行政で何にという具体的なお答えは、申し訳ございませんが、することができません。ですが先ほどお答えさせていただきましたとおり、A I——取手市は比較的早い段階で生成A I の活用を図っているところです。この次A I エージェントに取り組まさせていただいて、これらの活用を、A G I・A S Iを見据えて取り組んでいくといったことが、市の情報化推進委員会などでも議論の土俵に上がっているところでございますので、今使えるものをしっかりと活用して、将来のより高い質の向上や効率化に向けて進めていければと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。何か楽しい話でして、このA I がやれること、そして人間でなければやれないことをすみ分けして、もっともっと効率的に業務ができるといいかなと思います。ありがとうございました。

では次に、公共施設の集約や統廃合の対応です。これについて、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

財政部長、海老原輝夫君。

〔財政部長 海老原輝夫君登壇〕

○財政部長（海老原輝夫君） 小堤議員の御質問に答弁させていただきます。公共施設を整備する過程におきましても、社会構造が変化していく中で、従来の考え方にとらわれることなく、その変化に適切に対応していく必要があると認識をしております。そのため、取手市公共施設等総合管理計画におきましては、基本方針の一つとして施設需要の変化に応じた質と量の最適化を掲げ、公共施設マネジメントの取組を進めております。これは、施設の保有総量を考慮しながら、多機能化・複合化によりサービスの維持向上を図り、施設の質と量の最適化を目指すもので、2016年から2055年までの40年間を計画期間とし、将来を見据えた施設運営を行うものでございます。公共施設は、行政サービスを提供する場としての役割に加え、市民生活を支える重要な社会基盤であると認識をしております。今後といたしましては、公共施設マネジメントの取組を進めるとともに、社会環境の変化に柔軟に対応し、市民ニーズを踏まえた機能の充実や、魅力ある市街地の形成など、将来を見据えた取組を進めてまいりたいと考えております。

〔財政部長 海老原輝夫君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございました。施設需要の変化に応じた最適化は、将来を見据えた施設運営が重要であることが分かりました。それは市民に役立つ機能性の提供であり、その具体的な例はありますか。

○議長（山野井 隆君） 公共施設整備課長、蛭原正人君。

○公共施設整備課長（蛭原正人君） 小堤議員の御質問に答弁いたします。これまで取手市においては、小中学校や保育所の施設再編などを行ってきました。学校におきましては、施設保有総量を考慮しつつ、児童生徒数の推移や教育環境の変化に対応するため、老朽化した校舎の改修を実施し、子どもたちのよりよい教育環境の創出を図ることを目的としたものでございます。近年の代表的なものとしましては、令和2年に開所した井野なないろ保育所がございします。これは、旧取手第一中学校跡地に、老朽化した舟山保育所と吉田保育所の再配置するとともに、地域子育て支援センターを併設することで、施設を再編したものでございます。これにより、現在のニーズに対応した保育環境を提供するとともに、開設予定の井野体育館と合わせまして、様々な施設が集約された利便性の高いエリアを提供できるものと考えております。今後につきましても、庁内で連携し、計画に基づく行政サービスの質の維持向上を図りながら、公共施設の適正配置等を進めるとともに、デジタルトランスフォーメーションや公民連携など様々な手法を取り入れ、取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございました。井野なないろ保育所と子育て支援センターは、まさしくそのとおりであり、スマートシュリンクの先進的取組だと思いました。

来月オープンの井野体育館も大いに期待します。2055 年までを視野に入れた計画に基づく行政サービスの質の維持向上は、すばらしいものだと思います。ぜひ、公共施設のDXや公民連携を駆使した適正配置をよろしくお願いいたします。

では、次の質問です。今度は、立地適正化計画でのコンパクトシティーについて伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、小堤議員の立地適正化計画に関する御質問にお答えさせていただきます。現在の日本社会は、かつてないほど多様で複雑な課題に直面しているところでありますけれども、本市におきましては、この潮流を座して受け入れるのではなく、戦略的な都市経営によって、持続可能な活性化と人口増加へと転じさせていく決意のもとで、様々な施策を推進しております。これからの都市経営におきましては、当市が目指す将来都市像を見据え、都市構造を戦略的かつ計画的に再構築していくことが不可欠であると考えております。立地適正化計画は、この戦略を具現化するための手段の一つでありまして、人口密度を維持し、利便性の高い生活環境を確保する居住誘導区域と、医療・福祉・商業などの機能を誘導する都市機能誘導区域を設定をいたしまして、それぞれの誘導施策によって居住機能や都市機能の集積を図るものです。都市機能誘導区域は、取手駅・藤代駅・戸頭駅周辺地区となりますが、魅力ある都市空間を戦略的に構築するため、特に取手駅周辺地区におきましては、中心市街地にふさわしい魅力と活力に満ちあふれたエリアとなるよう重点的に事業を推進しており、さらに桑原地区におきましては、市独自の新規活力創造拠点として位置づけをしております。そして、これらの拠点を中心とした公共交通網で結ぶことで、生活利便施設等への移動を確保することとしております。このように、都市の魅力を高めて活力を呼び込み、未来を担う次世代の定住化と、それに伴う地域経済の活性化を両輪として、魅力と活力のある都市の構築を目指していくものとなっております。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございました。まさに、居住誘導区域と都市機能誘導区域により、次世代の定住化や地域経済の活性化が図られることにより、魅力と活力ある都市が構築されれば、国が考えるコンパクトシティーが人口減少に伴うスマートシュリンクに合致することが分かりました。では、具体的な取組はいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） 小堤議員の御質問に答弁いたします。計画の実現に向けた具体的な取組につきましては、まずは、現在取り組んでおります都市機能の誘導施策につきましては、先ほども答弁がありましており、取手駅西口地区におけます市街地再開発事業、そして桑原地区の開発計画がございます。いずれの地区につきましても、当市の中心拠点としてふさわしい利便性、そして魅力、また活力を創出するような都市空間の創

出を目指した重点施策として推進をしているところでございます。また、居住機能の誘導施策といたしましては、定住化の促進支援事業や空き家の利活用などを推進しております。あわせて、地域公共交通計画を策定し、限られた資源——現在の大変人手不足、運転手不足となっておりますが、こういった地域資源の中にあっても持続可能なものとしていくためにも、公共交通ネットワークの再編に向けた取組を進めております。これらの施策を推進することによって拠点間をつないで、そして、人とまちの経済活動を有機的に結びつけて、そして地域経済の好循環を生み出していくような、魅力と活力のある都市空間を——都市構造をつくっていききたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。分かりました。取手駅西口と桑原に話がつながるわけですね。利便性・魅力・活力を創出する都市空間は、まさに国が考えていることを、より具現化するよい政策だと思います。桑原に駅ができれば、もっと拍車がかかってよいと思います。——みんなで頑張っていきましょう。

それでは次に行きます。ここで、ちょっと宮和田小学校の、人口 9 万人キープというこの話をさせていただきたいと思います。

切替えをお願いします。

〔12 番 小堤 修君資料を示す〕

○12 番（小堤 修君） これは、昨年の宮和田小学校 6 年生がやりました、「めざせ！取手市の人口 9 万人キープ」ということで、6 年生 40 人、私たち資料を配信してもらいましたので、それを私ちょっとまとめたんですけれども。取手市が 2040 年に人口 9 万人をキープするにはどうしたらよいかということで、1 年間かけ調査・研究し、私たち議員等外部講師もアドバイスしてまとめ上げ、今年の 2 月 20 日に、19 グループが提案・発表しました。これをまとめたものなんですけれども、これを見ますと、「設備の整った公園を作る」とか「公園の整備」「ごみ箱の設置」「喫煙所の設置」とか——そういういろいろあります——1 組のほうでは。あとは、「ゴミ拾い大会」「ゆるキャラゴミ拾い大会」「ゴミリンピック開催」とか、いろいろなことを柔軟な柔軟い頭で考えてくれて。2 組のほうを見ますと、「お祭りを増やすこと」とか「花火大会もっと盛り上げる！」とか、「ごみ拾いのイベント開催」とかいろいろあります。これまとめてみますと、ごみ拾いが 4 つ、公園に関するものが 3 つ、ごみ箱・喫煙所もそれぞれ 3 つで、お祭りに関しては 2 つというように、何か、子どもたちが気にしているところはこういうところなんだなというのが分かりました。

次は、守谷市の話なんです。茨城新聞や日経新聞の記事によりますと、守谷市は 4 年後の 2030 年には人口増加がピークを迎え、その後、減少に転じることから、今年度スマートシュリンクを最重要政策に位置づけ、特命部署を立ち上げ、来年度の組織改編につなげるとのことです。ダウンサイジング・イノベーションとスマートシュリンクの推進により、人口減少を前提として、戦略的に公共サービスやインフラを再編・集約する考え方であり、生活の質を維持し人々のウェルビーイングを損なわないことで、地域社会全体の質的向上を目指す、前向きな変革と言っています。具体的には、DX やペーパーレス、マイ

ナンバーカードのひもづけ、窓口業務の縮小による職員数削減で人件費を抑制するなどを挙げています。また、縮小した時間で、より複雑な相談業務や政策、事務改善策の検討に充てて、市民サービスの向上につなげると言ってます。でもこれは、取手市のスマホ市役所と似た考えだなというふうに思います。

切替えをお願いします。

〔12 番 小堤 修君資料を示す〕

○12 番（小堤 修君） これは、各省庁におけるスマートシュリンク的な考え方ということで、ちょっとまとめてみました。総務省は地方行政のデジタル化・広域化、文部科学省は学校の統廃合、国土交通省は立地適正化計画——先ほどのですね。内閣府は地方創生 2.0 の推進というようなことで、それぞれ考えているところがあるということです。

では、仮に人口減少傾向になったとして、取手市の今後の課題についてお聞きします。まず、次世代を担う子どもたちに対し、今まさにこどもまんなか社会の実現に向けて推進しています。午前中、佐藤議員の質問でもありましたが、教育環境についてはいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 小堤議員の御質問に答弁をさせていただきます。日本全体の人口減少や少子化が進行する中であっても、子どもたち一人一人の確かな学びと健やかな成長を保障することこそ、教育の重要な役割であると認識しておりまして、私としてはそのためには大きく 2 つの課題があると考えています。まず、日本全体の人口減少に比例して、社会全体のポテンシャルが低下していくことのないよう、むしろ、それに反比例するように、子どもたち一人一人が社会に貢献できる資質、能力をより一層高めていくための教育とはどうあるべきかという課題です。近年、A I の普及も目覚ましい状況であり、誰もがこれらの道具を適切に用いることで、社会全体のポテンシャルはさらに向上するはずです。A I から示された内容をうのみにしないなど、子どもたちが A I と適切に関わるためには、自ら考え判断し表現し、そして多様な他者と協働しながら課題を解決していく能力がこれまで以上に求められ、取手市といたしましても、こうした資質能力の育成が課題と考えています。

次に、学校規模に応じた教育の在り方に関する課題です。取手市内の学校で見ますと、小学校であれば、1 学年 4 学級の学校がある一方で、各学年 1 学級という学校もございます。例えば午前中の佐藤議員の御質問でも答弁させていただきましたけれども、学校規模の差異があったとしても、子どもたち一人一人の確かな学びと健やかな成長を、それぞれの形に応じてつくっていかねばなりません。六郷小学校で考えたとき、校内でコミュニケーションを取り合う同学年の人数は少なくとも、ここ数年の I C T 環境は大きく変化しており、1 人 1 台端末や電子黒板を活用することで、オンラインによる学校間交流や専門性の高い教育機関との遠隔授業なども可能になりました。こうした時間や空間の制約を超えた新たな学びと、同じ中学校に進む他の小学生や地域の皆様との直接の交流機会の両

立を目指していくことも、これからの社会構造の変化とあわせて、教育の在り方の課題の一つになるのではないかと考えています。その他の課題につきましては、教育部長より答弁させたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、小堤議員の御質問に教育長の補足答弁をさせていただきます。先ほど教育長から、児童生徒の資質能力の育成と学校規模に応じた教育の在り方の課題認識について答弁させていただきました。私からは、それ以外の教育委員会としての課題として、学校施設環境の課題、そして地域と学校との関わり合いにおける課題を挙げさせていただきます。取手市の学校施設は老朽化が進行しており、計画的な維持保全に取り組んでいますが、学校規模に合わせた学校施設の維持管理の在り方が課題としてある一方、多様化する教育課題に対応した少人数対応型の教室についてや、地域コミュニティの拠点としての役割といった新たな教室の運用方法、災害時には避難所となることを踏まえた防災機能の維持強化との関係性など、検討する課題は多岐にわたると捉えております。また、地域と学校との関わり合いにおける課題に対して、取手市では、全ての市立小中学校において学校運営協議会を設置し、地域と学校が連携協働し、子どもたちを育むコミュニティ・スクールに取り組んでおります。地域の皆様とともに、社会総がかりで子どもたちの未来について考え、また、地域の皆さんに学校運営をバックアップいただくことが、不確かな時代と言われる将来を担う人材の育成のために必要です。専門的な知識やスキルを持つ地域の方を講師に招いたり、地域の方々に学校行事に参加いただくことなどで、子どもたちの学びを維持、向上してまいります。教育委員会としまして、これらの課題に向き合いながら、その改善・解決に向け取り組んでまいりたいと思っております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。教育長の答弁では、私が考えるに、子どもたちが与えられた課題を「自主的・受動的」に行うのではなく、一人一人が自ら主体的に考え行動し課題に立ち向かう探求する力が、今後の世の中で必要であり課題だと思います。午前中答弁の中にありました「ハートとアートで子どもたちの未来を拓く取手市の学校教育」って、いいキャッチフレーズだなと思います。また学校の規模の違いはありますが、やはり六郷小学校の学習活動の例が紹介されました。ICTによる学習環境、あと対面学習・交流学習による機会も大切な課題かと考えます。また、学校規模に合わせた学校施設の維持管理や地域と学校との関わり合いなど、課題もあることが分かりました。私は、小学校の児童数、教員——教職員数が減る中、地域住民として学校支援の必要性を感じ、ボランティア制度に登録しています。先日、クリーニングに出す教室のカーテン外しとか、校庭の草刈りなどを行いました。現在、市内1小学校——小学校1校しか児童数は増えていないわけですから、これらの課題も状況の変化に伴って対応していかなければならないと思います。

では次に、そのほか私が考えた課題で、例えば労働力、税収、福祉、農業環境が挙げられます。これらについてはいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

政策推進部長、渡来真一君。

〔政策推進部長 渡来真一君登壇〕

○政策推進部長（渡来真一君） それでは、答弁させていただきます。ただいま小堤議員のほうから挙げていただきました課題、幾つかございますけども、私たちも、こういった課題というものは認識しております。例えば一例を挙げさせていただきますと、先ほど御質問の中で、高齢化社会という御質問ございました。こういった課題と考えられる高齢化社会なんですけども、角度を変えて——見方を変えてみれば、定年延長だとか再雇用、こういったものが——今、生産年齢を過ぎても働き続ける方というのも増えておりまして、税収増の可能性というものがあるかと思えます。加えて、こういった方々——人生経験豊富な方々のこれまでの知識とか経験、社会全体で享受することができます。御本人にとっても、生きがいを見つけて経済的な安定、そして幸福度を高めるといったメリットというものもあるかと思えます。また、外国人との多文化共生という課題でございますけども、こちらもしっかりと共生社会を築くことができれば、労働力の減少という課題にとっては、プラスに働く可能性もあります。このように課題と思えるものが、それぞれつながり、交わることによって、逆に課題解決の糸口になるんじゃないかというふうにも考えています。

また、少子化が進む中でも、ゼロ歳児からの保育需要をはじめ、様々な子育て支援メニューの充実に対するニーズが増している背景には、労働力不足により、20代から30代の女性のフルタイム、あるいはそれに準じた勤務形態の増加が一因と考えられます。子育て支援の充実は、ほかの課題に対しても有効に働く可能性がある場合もあると思えます。市でも、民間保育士等処遇改善補助金制度をはじめ、こども部が中心となりまして、各種施策を精力的に推進しているところでございます。社会が今後どのように変化していくのかを完全に予測することは難しいところでございますけども、職員が一丸となって、発想豊かに的確に対応していきたいと考えております。いずれにいたしましても、短期・中期・長期、様々な視点から政策を考え、行政運営を続けていくことが大切であると認識しております。以上です。

〔政策推進部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。確かにそうかもしれません。世の中の女性の働き方や子育て支援など、こどもまんなか社会をより充実させていくことが、他の分野の課題解決にもつながると考えます。

では次に、近隣自治体との連携についてです。連携できそうなこと、できそうにないこととに分けてお話いただけると分かりやすいかと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 政策推進課長、篠原慎吾君。

○政策推進課長（篠原慎吾君） お答えいたします。取手市では、上下水道、ごみ処理、火葬場の事業などについて、一部事務組合や企業団といった独立した行政体の一員となる

形で実施しております。これらは市が単独で実施しているところも多く、例えば隣の我孫子市では、上下水道とごみ処理は市単独で運営しております。火葬場については柏市・流山市とともに事務組合で運営しております。広域化した場合には、修繕や事業計画、予算などについての裁量権が制限されるほか、施設が集約されるため、施設に不具合が生じたときの影響範囲が広がるなどのデメリットがありますが、効率化や近隣市で均一のサービスが提供できるといったメリットもございます。連携すべきか、単独で運営していくべきかについては、それぞれの自治体の状況や判断によりますが、これからのまちづくりにおいては、まちの未来を見据えた上で、流動性や適正規模といった観点から慎重な判断が求められると考えております。こうした大規模な連携ではなく、例えば行政運営やサービス運営に関する情報共有であったり人材育成につながる人事交流、あるいは情報システムの導入の際などに、同じシステムを共同発注して経費削減につなげるなどの連携については有用であり、検討に値するものであると捉えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。大規模な連携にあつては、メリット・デメリットもあります。まちの未来を見据えた上で、慎重に見極めていく必要がある一方、行政サービス向上や人材育成交流、システムの導入など、連携は検討していく価値があるということが分かりました。

では最後に、スマートシュリンクについて、この考えは一つの選択肢であるかもしれません。地域の活性化やにぎわいの創出などで、取手市は2040年、人口9万人キープできるような感じがしてきました。そのため、未来創造プラン2024を強力に推進しているわけですが、ただ、スマートシュリンクという考え方は、国の各省庁でも全国知事会でも、大学でも、マスコミ報道でも盛んに取り上げています。取手市は既にスマートシュリンク的な対応をいろいろ行っていますが、この考え方も座右に置いていたらいいいのかなと思います。取手市の人口が増加しても、世の中の人口が減少する社会であっても、いずれにしても、その社会を担う今の子どもたちが迷うことなく真っすぐ進んでほしいからこそこの、こどもまんなか社会の実現であると思っております。

では、最後の質問です。スマートシュリンクへの取手市の――市の考えをお聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 政策推進部長、渡来真一君。

○政策推進部長（渡来真一君） それでは、取手市の考え方ということでございます。少し長くなりますけども、お答えのほうをさせていただきたいと思っております。市ではこれまで、「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」の実現に向かって、目の前の課題に向き合いながら着実に歩みを進め、さらには将来への種まきも怠らずにやってきました。今後も、社会を取り巻く様々な課題、またそこから出てくる経済環境、市民生活、市民ニーズなどの変化を見ながら的確に対応できるように、職員が一丸となって努力を続けていくことが大切だと考えます。しかしながら、これらは決して縮小や廃止を前提とするものではなく、サービスの質や量を維持しつつ、場合によっては形を変えて適正化していくことであると考えております。こうした考え方は、実は今、取り組んでい

る行政改革プランにおいても、同じようなスタンスとなっております。かつてのこの行政改革プランですけれども、無駄を省く——いわゆる効率化と経費や人員の削減に主眼を置いて取り組んでまいりましたが、現在の行政改革プラン 2025 では、行政サービスの向上・効率化、歳入の確保、人材の確保・育成の 3 つの柱で取り組んでおりまして、削減や廃止ではなく、質の向上や適正規模の維持といったところも重要な要素としております。AI やロボットなどの新しい技術は、今後ますます進化していくと考えられますし、そういったものを最大限活用し、業務プロセスや作業量を軽減しながら、人にしかできない市民のウェルビーイングの向上につながる施策展開を常に考えながら、チャレンジし続けるような行政運営ができることが理想だと考えております。今の子どもたちが大人になり、そして働き、子育てをする、10 年後、20 年後、さらにはその先の未来をよりよいものにしていけるよう、夢を持ち続けることが大切だと考えます。私は、取手市の未来には限りない可能性を感じています。その可能性を実現するためには、しっかりと足元を見据えて着実に進む一步も必要だと思いますし、子どもたちの未来のためにも、夢のある取手市を築いていくための、先を見た一步も必要だと考えております。小堤議員が掲げる、「ゆめ膨らみワクワクする取手市をめざして」の考え方とも、この方向性は一致するものだと考えております。その将来の姿を想像し、よりよいものになるように、中村市長を先頭に職員が一丸となって一步一步を刻んでまいりたいと考えております。市議会の皆様とも、市政を推進する両輪として共に本市の未来を築いていきたいと考えておりますので、今後ともお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。未来へ向けての力強いメッセージと感じました。また、私が掲げているフレーズまで取り上げていただき、大変ありがとうございました。私の思いも、中村市長が掲げる「住み続けるほど好きになるまちづくり」と一緒です。私は、スマートシュリンクという言葉が大学教授が提唱しているのを見て、少し心配になり、今回、一般質問をさせていただきました。質問全般を通して、現在行っていること、将来行おうとしていることが確認できました。取手市全体の未来を俯瞰しているのは、基本構想と基本計画である第 6 次取手市総合計画なわけですね。中村市長を先頭に、とりで未来創造プラン 2024 の下、職員の皆さんが様々な分野で努力していることにより、想定よりも人口が上向きに推移していることや、桑原地区をはじめとした取手の未来を築くために職員一丸となって取り組み、確実に実行、推進している。その熱量を今回の質問で強く感じ取ることができました。——そして、安心しました。議会としても、議会側から多方面にわたって様々なことを考え活動していきたいと思います。私たちは、市民のウェルビーイングがずっと続いていく取手市にしていかなければなりません。そのためにも、職員、議員、民間事業者、そして地域住民が連携し一丸となって、取手市を明るい豊かなまちにしていきたいと感じました。これで全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、小堤 修君の質問を終わります。

続いて、落合信太郎君。

〔14 番 落合信太郎君登壇〕

○14 番（落合信太郎君） 公明党の落合信太郎です。今回の一般質問のテーマは、持続可能な自治会・町内会活動について質問をいたします。私たちの取手市が、安全で安心、そして豊かな地域社会であり続けるためには、地域コミュニティの核である自治会・町内会の存在が不可欠です。しかし、時代の変化とともに、その維持・運営が深刻な状況下にあることは共通の認識かと存じます。市民の皆様から寄せられるお声にも、そして、現場の切実な課題を踏まえ、また現在、私自身も今年度、地元の町内会役員として当番の年を迎えております。実際に活動する中で、改めて役員の皆様の高齢化や負担の重さ、そして集金業務の苦労など、現場で直面している様々な課題を肌で——身をもって実感しているところでございます。今後の持続可能な地域づくりの在り方について、取手市のお考えについて以下質問をさせていただきます。

まず初めに、この市内自治会・町内会の現状についてです。近年、地域コミュニティの在り方が変化する中で、自治会・町内会の役割も多様化していると感じております。現在、取手市の自治会・町内会の数と、加入率について伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、立野啓司君。

〔総務部長 立野啓司君登壇〕

○総務部長（立野啓司君） 落合議員の御質問に答弁いたします。市内の自治会・町内会の数及び加入率につきましては、毎年、自治会・町内会等に関する調査を実施してございます。令和8年2月に実施いたしました調査では、市内の自治会・町内会は班レベルで活動されている団体を含めると、159 団体で加入率は 57.2%となっております。

〔総務部長 立野啓司君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） ありがとうございました。次に、ちょっとこんなことも聞くのもあれなんです、改めて、この自治会・町内会は、具体的に日々どのような活動をされているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、田村牧子さん。

○市民協働課長（田村牧子君） それでは、御質問に答弁させていただきます。自治会・町内会は、地域に住む方々が安心して暮らせるように日々様々な活動をされております。具体的には、防災・防犯活動、環境美化活動、回覧板等による地域の情報共有、地域行事の開催など、各地域の実情に応じた取組が行われております。また、行政情報の周知や地域課題の共有など、市と地域をつなぐ重要な役割も担っていただいております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） 私も今年度、役員として、そのことを実感しているところでございます。私の住んでる地域の町内会の活動は、毎月 1 回、地元の各班十数人が集まって、地元の公園の清掃美化活動であったり、あと今月は一斉清掃が年 2 回ありまして、大体うちの町内会 150 世帯ぐらいあるんですけれども、100 人ぐらい——近い方が一斉に集まって清掃活動なんかも行っております。

次に、自治会加入促進に向けての取組なんですけれども、新しく取手市に転入される方々への、自治会に加入してもらえるような取組はどのようにされているか、お聞きしたいと思います。うちの町内会の空き地——今まで駐車場だったところに新しいおうちが3軒ほど、また、新築の家もまた？家を潰して？空き家を潰して？新しい方が——住人が今引っ越してくるような状況ですので、その辺もぜひお聞かせいただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、田村牧子さん。

○市民協働課長（田村牧子君） 御質問にお答えいたします。取手市では、新たに本市へ転入された方に対し、自治会への加入を促すチラシを配布しております。チラシでは、自治会活動の趣旨や主な取組を掲載し、活動の内容が分かるようにしております。また、チラシには、住所から担当地区の市政協力員が分かるよう記載しており、転入後に居住する地域の自治会を案内できる体制としております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） 私の前会長だった方のところにも、不動産会社のほうから、「地元の町内会の取組はどんな感じですか」というお問合せがあったそうで、前の会長さん、すごい先進的ないろんな取組やってまして、「ぜひホームページを御覧いただければ分かりますよ」なんて案内もされたというふうに聞いております。あと松戸市さんなんかも、加入が大分減ってきたというのもあって、そのことに危機感を持って、若者・新住民へのアプローチですとか、そういった事業なんかも推進しているとお聞きしておりますので、ぜひ御参考にしていただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、課題等について質問をさせていただければというふうに思っております。今、現場が直面している課題についてなんですけれども、私がこの地域、とりわけ役員の皆様から一番多くいただくお声が、この担い手の不足と業務の過重負担が挙げられております。少子化が進む中——少子高齢化が進む中、また役員の高齢化・固定化が進み、次の成り手がない。一度役員を引き受けるともう辞められないという、悲鳴にも似たような声が上がってきております。さらに、この回覧板や配布物、美化・清掃、防犯パトロールといった従来の活動に加え、市の広報紙の配布ですとか各種集金など——行政補完的とも言えるような業務も若干重くのしかかっているというのが実感であります。このままですと、遠くない将来にも活動自体が立ち行かなくなるような自治会も出てくるんじゃないかというふうに危惧しております。ちょうど、たまたま先週——今週の日曜日に、うちの町内会の定例会をやっていたんですけれども、そしたら結構人が集まってまして、「どういったあれでお集まりになられてるんですか」と聞いたら、お隣の地域のかかなり大きくて伝統のあった町内会が解散して、「その解散式をこれからやるんだ」というのをちょっとお聞きして、感慨深く、役員会を持った次第でございます。そこで、今、自治会や町内会、地域コミュニティが果たす役割は大変大きいと思っておりますが、現在、自治会や町内会について、何か当局が考えております、認識している課題があれば、お伺ひしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、田村牧子さん。

○市民協働課長（田村牧子君） 御質問に答弁させていただきます。自治会・町内会を取り巻く環境につきましては、少子高齢化やライフスタイルの多様化、共働き家族の増加な

どにより、地域活動への在り方が変化してきています。こうした中で、役員の負担などが大きいことを背景に、担い手が縮小——減少し、従来どおりの体制のまま活動を維持することが難しくなっており、運営体制の確保が課題となっております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） 次に、役員の負担が大きい要因として、どのような点を掌握されているか、お聞かせいただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、田村牧子さん。

○市民協働課長（田村牧子君） お答えさせていただきます。役員の負担が大きい要因としては、こちらで聞いたところによりますと、イベントの企画・準備、当日の運営にかかる時間と労力を要することが挙げられます。また、自治会内や町内会で各戸に配布する文書の配布や回覧板の対応に加え、会費や募金の集金のために各家庭を訪問する時間が発生するなど、実務面での負担があると認識しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） うちの町内会でも、いよいよ今月末ぐらいから——中旬ぐらいから集金活動がスタートいたします。うちはまだ昔ながらに直接訪問して集金活動をしているような状況でございます。ちょっと聞いたら、よその地域では郵便局に振込をしたりですとか、あと、ゆめみ野地域さんでは P a y P a y なんかに使って集金業務を行っていると、やっぱり地域性がすごいなというふうに、大変ちょっと今回このあれを通して知ったところでございます。やっぱり全国的に見ますと、先進的な取組をしている自治体——横浜市さんなんかの取組がトップランナーとして、ネットなんかでも検索しますと出てきます。

ここで資料のほうをお願いしたいと思います。

〔14 番 落合信太郎君資料を示す〕

○14 番（落合信太郎君） これは横浜市さんの自治会町内会 D X 応援事業ということで、こちらを御覧いただければと思います。横浜市さんのすごいところは、横浜市と様々な連携事業者さん——17 社ぐらいあるんですけれども、そこと協定を結んで、自治会・町内会の活動を強力にサポートしております。例えば、ここの——これだけの連携事業者さんが強力にサポートしてます。例えばこちらの連携業者さんですと——取手市でもスマホ市役所ということで L I N E を活用してやってますけれども、この町内会の運営を L I N E で丸ごとデジタル化ですとか、あと P a y P a y ですね、これは横浜市さんが今までは——行政と自治体と民間企業の三者が協働する形で、全国で初めて町内会費のキャッシュレス決済のスキームを確立したそうです。現在は、市全体で自治会町内会 D X 応援事業として、キャッシュレス集金やデジタル回覧板の導入をパッケージ化して推進しているそうです。これ、今までは自治会のような任意団体での契約は難しかったのですが、横浜市が仲介・協力し規約や役員名簿を整備することで、「〇〇町内会」という名義で P a y P a y 決済を導入する仕組みを、民間企業側と一から作り上げたそうです。また、会費だけでなく、地域のお祭りでも活躍ということで、集めた会費の決済だけでなく、夏祭りの地域イベントへの出展・物販も P a y P a y 決済の利用を可能にしたそうです。

——大変、好評だそうです。また、集金業務も負担軽減が図られて、利用者さんのほうからも喜びの声が上がっているそうです。また、北海道の北斗市さんというところも、北斗市町会連合会が「徴収代金会社」「収納代行会社」と一括契約することで、個々の「集会・町内会」「町内会の集金」コストを劇的に抑え、集金負担の軽減をしたという事例もございます。要は、北斗市さんですとかこの横浜市の事例というのは、行政が民間企業との間に入って、自治会が導入しやすい道筋——ガイドラインをつくったというのが最大のポイントでございます。そこで、このような取組、役員の負担軽減につながると思います。このような事例は掌握されているか、当局のほうでは。お聞かせいただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、田村牧子さん。

○市民協働課長（田村牧子君） では、お答えさせていただきます。御紹介いただきました横浜市ですとか北海道北斗市の事例は、こちらでも確認しております。こうした取組は、役員の負担軽減や自治会離れの抑制に大きく寄与しているものと感じております。取手市としましても、これまでの支援体制を継続しながら、各地域の実情やニーズを踏まえた上で、効果的な支援をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） よろしくお願ひしたいと思います。次に取手市では自治会・町内会をサポートする——いろんな活用する補助金があること……。

失礼しました。次に、市のサポート体制についてお聞かせいただければと思います。この地域コミュニティを維持していくためには、役員の負担軽減も含め、自治会・町内会が継続して活動できる環境づくりが重要であると考えております。そこで、市として現在どのような支援やサポートをしているのか、お伺ひしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、田村牧子さん。

○市民協働課長（田村牧子君） お答えさせていただきます。市では、自治会・町内会活動に対しまして、地域コミュニティの維持や活性化を目的として、各種補助金制度による支援を行っております。まず、取手市地区補助金につきましては、各自治会・町内会において実施されている様々な地域活動の経費として補助金を活用いただいております。さらに、取手市地域集会所建設等補助金につきましては、自治会・町内会が運営する地域の集会所について、建設、維持、または整備に要する費用の一部について補助を行っております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） ありがとうございます。うちの町内会でも、地元の集会所も活用させていただいて、楽しいイベントも開催させていただいているところでございます。

次に、取手市で活用できる補助金、承知しましたけれども、それ以外に取手市で取り組まれている支援があればお伺ひしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、田村牧子さん。

○市民協働課長（田村牧子君） お答えさせていただきます。その他の取組といたしまして、市のホームページ上に電子回覧板のページを設けております。こちらでは、市から地域へ回覧をお願いしている各種情報を掲載しており、回覧板が各世帯に届く前でも必要な

情報を早く確認することができます。回覧板につきましては、地域を巡回するまでに一定の時間を要する場合もあることから、市が電子回覧板を活用することで、より迅速な情報発信につながるものと考えております。また、その他の利点としましては、いつでもどこでも閲覧ができ、必要に応じて何回でも確認することができることが挙げられます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） まだまだちょっと周知・浸透してないんですけども、活用してる人が「これ便利だ」ということでお声もいただいているところですので、ぜひ周知を図っていただけたらなというふうに思っています。

一方で、この地域で活動をされている自治会・町内会側からは、この地域の行事や活動内容などを発信したいというニーズがあるというふうに思っています。そこで市として、自治会・町内会が情報発信をしやすいするための取組や支援についてどのように考えているか、お聞かせいただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、田村牧子さん。

○市民協働課長（田村牧子君） お答えさせていただきます。自治会・町内会によっては独自にホームページを作成し、地域活動の情報発信を行っている事例もございます。一方でホームページの作成や管理には一定の負担もあることから、市の地域情報サイト「いきいきネットとりで」を活用し、地域の情報発信を行うことも可能となっております。こうした取組につきましては、自治会・町内会から相談があった際に、また、市政協力員の会議などの場を通じて周知を行っているところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） 当町内会でも、このいきいきネット——ホームページを活用して情報発信をさせていただいているところでございます。現在、取手市においては、このスマートフォンを活用したこのスマホ市役所、この取組も開始されております。こうしたデジタル化が進む中で、市民が安心して利用できるサポート体制も重要であると考えております。そこで市として何かサポート体制を行っているか、また行う予定があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、田村牧子さん。

○市民協働課長（田村牧子君） お答えさせていただきます。これまでの支援といたしましては、市ホームページや地域情報サイトを活用し、市からの情報提供を行うとともに、自治会・町内会の取組情報についても、広く市民へ発信できる仕組みに取り組んできたところです。今後の取組としましては、自治会・町内会の会員の方がより使いやすい形での情報共有ができる仕組みの検討を進めております。具体的には、スマホ市役所を活用し、自治会や町内会内で回覧や配布を行っているチラシやお知らせ等を、会員のみが確認できる形で共有できる環境を整えることです。これにより、会員の方がスマホ上で加入している自治会や町内会の情報を確認できるようになります。このように、回覧板等による紙での周知と加えて、スマホ上でも同様の内容を確認できるようにすることで、情報の周知を円滑にするとともに、将来的には役員の負担軽減につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） 今、取手市でも市の職員さんが、新取手ですとか、中央タウンですとか双葉地域の自治会館に赴いて——出張訪問して、スマホなんかの、こういったいろんな使い方の講習会を行っていると思っておりますので、これは市民に寄り添った素晴らしい取組だと思いますので、ぜひこれもさらに強力で推進していただいて、この便利なツールをもっと市民の皆さんに使いこなしていただくための取組を、今一度お願いしたいと思います。

最後に、自治会・町内会活動のメリットについて、再定義といいますか、その周知についてお伺いしたいと思います。これまでは、入るのが当たり前だった自治会・町内会ですが、今や入るメリットが分からないという理由で、敬遠されるケースも増えてきております。しかし、災害ですとか共助の要は、間違いなく、ふだんからの顔の見える関係、つまり自治会・町内会であるというふうに思っております。また、孤独死の防止や子どもの見守り、ごみ拾い、住環境の維持など、自治会・町内会が存在する、この意義というのは、メリットは計り知れないというふうに思っております。地域の絆という目に見えにくい価値を、いま一度、行政と地域が共有し、市民——特に若い世代へポジティブに発信していくことが、加入促進や持続可能性への第一歩になるというふうに思っております。ちょっと若い世代ですと、PTAという活動が——今は組織みたいなものが大分様変わりして、できる人が参加して子どもたちのために活動していこうという流れになってまして、だんだん町内会の活動もそのようにしていかないと、継続していかないのではないかなというふうに思っております。

そこで最後に、取手市では、市として、自治会・町内会に加入し地域活動に参加するメリットや意義についてどのように考えているのか、最後、お聞かせいただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、田村牧子さん。

○市民協働課長（田村牧子君） では、お答えさせていただきます。自治会や町内会は、地域住民同士のつながりを深め、安心して暮らせる地域づくりを支える重要な役割を担っております。地域行事や清掃活動、防災訓練などを通じて、住民同士が交流できる場としての役割もあり、地域コミュニティーの維持・活性化に大きく寄与しているものと認識しております。さらに、地域で活用できる地区補助金を利用できるなど、市としましても地域活動の後押しを行っているところです。加えて、会員向けの回覧板では、自治会や町内会内の地域の情報を共有できる仕組みがあり、自治会や町内会へ加入することは、住民の方の大きなメリットであると考えております。一方で、自治会や町内会の運営においては、役員の負担などが大きいことを背景に担い手が減少し、現在の運営体制の維持が難しくなっている現状です。取手市としましても、自治会や町内会が地域活動を今後も継続していけるよう、デジタル化などを含め、事務負担の軽減につながる支援や必要なサポートを行いながら、自治会や町内会に加入することのメリットを感じていただけるように、しっかりと取り組んでまいります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） ありがとうございます。地域のつながりですとか共助の精神というのは、一度途絶えてしまうと、なかなか元に戻すことは容易ではないというふうに思っております。役員の皆様が、負担が重くてこれ以上続けられないと諦めてしまう前に、デジタル化というのは、物すごい、それに貢献するものだと思っておりますので、地域の絆を次世代へと持続可能な形でつないでいくために、もう一步踏み込んだ、強力な伴走型のサポート体制の構築を強く要望いたしまして、一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、落合信太郎君の質問を終わります。

日程第 2 休会の件

○議長（山野井 隆君） 日程第 2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事整理日として、明日 6 月 10 日を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、6 月 10 日を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 2 時 25 分散会